

すべての人が互いの人権を尊重し、
ともに輝き、安心してくらするまちをめざして

草加市男女共同参画プラン2021 (素案)

令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)

《目次》

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 計画の位置付けと性格 | 3 |
| 3 計画の期間..... | 5 |
| 4 計画の背景..... | 5 |
| 第2章 計画の基本的な考え方 | 9 |
| 1 計画の基本理念..... | 10 |
| 2 計画の基本目標..... | 12 |
| 3 計画の体系図..... | 14 |
| 成果指標一覧 | 16 |
| 第3章 施策の展開 | 19 |
| 基本目標1 男女共同参画意識の浸透・定着..... | 21 |
| 基本方針1 男女共同参画の理解促進 | 22 |
| 施策1 家庭や地域における男女共同参画の意識啓発 | 25 |
| 施策2 人権意識の高揚と多様性の理解・啓発 | 27 |
| 基本方針2 教育・学習機会の充実 | 28 |
| 施策3 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の充実 | 30 |
| 基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 | 33 |
| 基本方針1 働く場での男女共同参画の推進 | 34 |
| 施策4 働く機会や待遇の平等に向けた働きかけ | 36 |
| 基本方針2 家庭生活の場での男女共同参画の推進 | 38 |
| 施策5 多様なライフスタイルの実現に向けた支援 | 40 |
| 施策6 子育てと介護への支援 | 41 |
| 基本方針3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | 44 |
| 施策7 市及び企業等における女性登用の促進 | 46 |
| 基本目標3 安心・安全なくらしの実現 | 49 |
| 基本方針1 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援..... | 50 |
| 施策8 暴力根絶のための予防啓発 | 52 |
| 施策9 相談体制の充実と被害者の安全確保 | 53 |
| 施策10 関係機関と連携した被害者の自立支援 | 54 |
| 施策11 虐待の早期発見と支援 | 55 |
| 基本方針2 いつでも誰もが安心してくらするまちづくり | 56 |
| 施策12 生涯を通じた健康づくりの支援 | 58 |
| 施策13 非常時に備えた男女共同参画の推進 | 61 |

| | |
|-----------------------------|----|
| 基本目標 4 計画の推進 | 63 |
| 基本方針 1 推進体制の充実 | 64 |
| 施策 1 4 男女共同参画プランの進行管理 | 66 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、これまでくらしの中にある男女の差別や格差を解消し、すべての人が性別にかかわらず支え合い、協力し合って、誰もがくらしやすい社会である男女共同参画社会をつくることを目指し、計画的に施策を進めてきました。平成16年(2004年)9月に「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」を制定し、平成28年(2016年)3月には「草加市男女共同参画プラン2016」を策定し、男女共同参画を推進しているところです。

この「草加市男女共同参画プラン2021」は、現行のプラン2016の期間が満了となることから、施策に対する本市の取組、男女共同参画アンケート結果、男女共同参画審議会による達成状況の評価等に基づき、国や県の課題認識、関係する法制度や国際的な動向等を勘案し、本市が男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置付けと性格

(1) 根拠となる法や条例、計画等との整合

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」に基づき、草加市が男女共同参画社会づくりの施策を総合的・計画的に進めるための基本的な計画です。策定にあたっては、国の「男女共同参画基本計画」並びに埼玉県の「男女共同参画基本計画」及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」を勘案するとともに、草加市の最高規範である、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」の趣旨を尊重し、パートナーシップによるまちづくりを進めることを基本とします。

(2) 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」および「女性の職業生活における活躍の推進計画」の包含

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に定める「市町村計画」を一体的に併せて策定します。

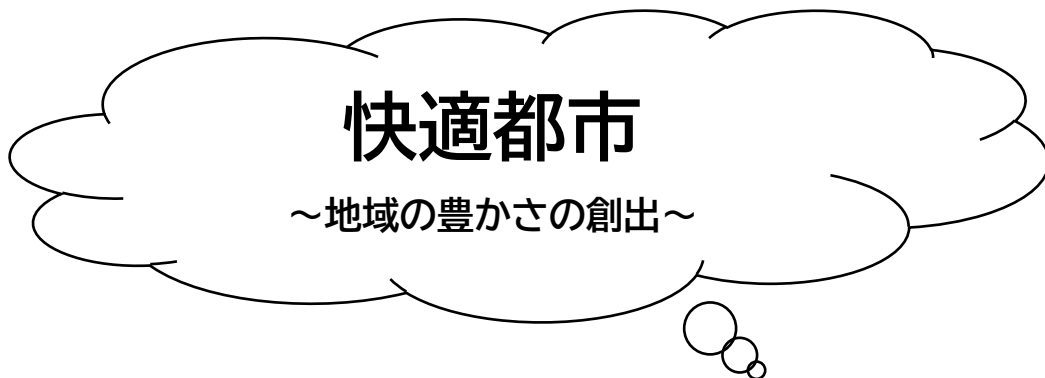
(3) 「第四次草加市総合振興計画」および個別計画との連携

草加市のまちづくりを計画的に進めていく最も基本的な指針が「第四次草加市総合振興計画」です。この基本構想では、草加市の将来像として「快適都市～地域の豊かさの創出～」を掲げ、将来像の実現を目指し、基本計画においては、本市のすべての施策を体系化しています。

男女共同参画社会づくりは「快適都市」に欠かすことのできない要素であり、男女共同参画社会を実現するには、様々な分野にわたり複雑に絡み合う課題への取組が必要なため、人権、生涯学習、福祉、子育て、健康づくり等、「第四次草加市総合振興計画」の中でも特に男女共同参画社会づくりと関係の深い施策・事業や個別計画との連携を図ります。

(4) 市民、事業者、市民団体、市の責務を意識

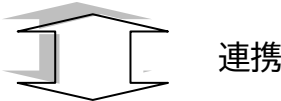
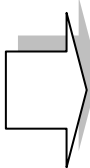
草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例は、前文で「男女共同参画社会を、市民、事業者、市民団体、市が協力してつくっていく」と宣言し、第4条から第7条で、市の責務を明示するとともに、市民、事業者、市民団体それぞれについても責務を示しています。男女共同参画社会づくりは、市だけでなく、市民、事業者、市民団体等、市を構成する全員が協働して取り組む必要があります。



第四次草加市総合振興計画
基本構想・基本計画

- 《関連法・条例等》
- ☆男女共同参画社会基本法
 - ☆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
 - ☆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
 - ☆政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
 - 草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例
 - 草加市みんなでまちづくり自治基本条例
 - 草加市人権尊重都市宣言

根拠
指針



連携



連携

- 《個別計画》
- ・草加市人権施策推進基本方針
 - ・草加市教育振興計画
 - ・草加市生涯学習推進指針
 - ・草加市子どもプラン
 - ・草加市地域福祉リンクプラン
 - ・草加市高齢者プラン
 - ・草加市障がい者計画・草加市障がい福祉計画
 - ・そうか みんなで 健康づくり計画
 - ・草加市安全安心まちづくり行動計画

3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とします。

また、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ見直しを行い、新たな施策や課題解決に向けた取組等、常に改善を図っていきます。

4 計画の背景

(1) 世界の動き

国際連合は、国連憲章や世界人権宣言等で、性に基づく差別の禁止を重要な目標の一つに掲げ、昭和21年(1946年)には婦人の地位委員会を設置しました。さらに、昭和50年(1975年)を国際婦人年と定め、メキシコシティで開催された世界婦人年世界会議において、「平等・発展・平和」を目標とする「世界行動計画」が採択され、翌昭和51年(1976年)から10年間を「国連婦人の10年」と定め、世界的に女性の地位向上、男女平等を目指して取り組んできました。昭和54年(1979年)には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が国連総会で、昭和60年(1985年)には、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」がナイロビ世界会議で採択されました。

平成7年(1995年)には、「平等・開発・平和への行動」をテーマに北京で第4回世界女性会議が開催され、国際的な男女共同参画の取組の規範となる「北京宣言及び行動綱領」を採択しました。この宣言及び行動綱領は、女性の貧困、教育と訓練、健康等12の重大問題領域に沿って、女性のエンパワーメントを推進するためのアジェンダ(予定表)を記載しており、現在まで、男女共同参画・女性活躍のための活動の国際的基準となっています。これを記念して、5年ごとに過去5年間の進捗と今後の課題を世界全体で振り返る取組が行われています。

平成27年(2015年)9月の国連サミットで、「持続可能な開発目標」(SDGs)が採択されました。将来世代に持続可能な地球環境と経済・社会を残していくため、令和12年(2030年)までにすべての国が取り組むべき17の国際目標が掲げられており、「誰一人取り残さない」をスローガンに、男女間を含むあらゆる格差や不平等を解消することを目指すものです。持続可能な社会の実現に向け、先進国も含め各国で取組が進んでいます。

現在、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、世界各地で、DVや虐待、貧困が問題となっており、国連機関より各国政府に対応が求められています。

第1章 計画の策定にあたって

(2) 日本の動き

日本における男女共同参画社会づくりは、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、国際社会における取組とも連動しながら進められてきました。

昭和50年(1975年)、国際婦人年の動きを受けて内閣総理大臣を長とする婦人問題企画推進本部を設置しました。昭和52年(1977年)には、メキシコシティの世界行動計画を受けて「国内行動計画」を決定し、男女雇用機会均等法の制定、国籍法の改正、家庭科の男女共修等の国内法や制度等の整備を進め、昭和60年(1985年)に女子差別撤廃条約を批准しました。

平成6年(1994年)には、内閣総理大臣を本部長、本部員を全閣僚とする男女共同参画推進本部及び男女共同参画審議会を設置しました。平成8年(1996年)には、男女共同参画社会の実現を目指す「男女共同参画2000年プラン」を本部決定しました。

平成11年(1999年)6月には、男女共同参画社会の実現に向けた取組を行う上での法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会の最重要課題と位置付けられました。

平成13年(2001年)には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、4度にわたる改正で、内容が拡充されてきています。また、市町村に対しても、配偶者からの暴力の防止に関する基本計画の策定、配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化されました。

平成19年(2007年)12月、「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、官民一体となった取組が進められています。

平成27年(2015年)には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。同法では、民間事業主に事業主行動計画の策定を義務付けるとともに、都道府県及び市町村は、政府の基本方針等を勘案した計画を策定することが努力義務とされました。令和元年(2019年)の法改正により、行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表の強化等が示されました。

同年には「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、令和2年(2020年)には、前計画を見直し、「第5次男女共同参画基本計画」の策定等、男女共同参画社会づくりに向けた取組が進められています。

平成30年(2018年)には、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が制定され、男女の候補者数ができるかぎり均等となることを目指しており、女性の政治参画推進の動きが高まっています。

(3) 埼玉県の動き

埼玉県では、昭和55年(1980年)に「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」、昭和61年(1986年)に「男女平等社会確立のための埼玉県計画」、平成7年(1995年)には21世紀を展望した女性行政の第3次総合計画となる「2001 彩の国男女共同参画プログラム」を策定しました。

平成12年(2000年)には、全国に先駆けて、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定し、この年の10月には、条例に基づく男女共同参画苦情処理機関を設置しました。

平成14年(2002年)には、第4次計画として「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を策定するとともに、男女共同参画推進の総合的な拠点となる「With You さいたま(埼玉県男女共同参画推進センター)」を開設しました。

平成18年(2006年)には、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、被害の発生防止から相談、一時保護、自立支援までの施策を総合的に推進する体制を整え、取組を進めています。

平成20年(2008年)には、結婚や出産を機に退職した女性の再就職を支援するため、With You さいたま内に「埼玉県女性キャリアセンター」を開設しました。

平成24年(2012年)には、「埼玉県男女共同参画基本計画」(平成24年度(2012年度)～平成28年度(2016年度))を策定したほか、ウーマノミクス課を設置して働く場における女性の活躍を支援しています。

平成29年度(2017年度)には、「埼玉県男女共同参画基本計画」(平成29年度(2017年度)～平成33年度(2021年度))及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」(平成29年度(2017年度)～平成33年度(2021年度))を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しています。

(4) 草加市の取組

本市では、昭和57年(1982年)に福祉部門に婦人行政担当を設け、女性の地位向上に向けた取組を始めました。昭和60年(1985年)には、草加市婦人問題協議会(のちに「草加市女性問題協議会」に改称)とともに、「草加市女性問題庁内連絡会議」を設置しました。

平成元年(1989年)に第1期「草加市女性行動計画－男女共同参画社会を目指す草加プラン」、平成8年(1996年)に第2期「草加市女性行動計画－男女共同参画社会の実現をめざして」を策定、平成11年(1999年)には、「草加市男女共同参画行政推進会議」を組織し、庁内推進体制を整備しました。平成12年(2000年)には、市に管理が移管され、改装した草加市文化会館に男女共同参画の拠点施設の機能を位置付け、図書資料室を「草加市男女共同参画さわやかサロン」として活用を始めました。

平成13年(2001年)には、「草加市男女共同参画プラン2001－くらしを支えあう男

第1章 計画の策定にあたって

女共同参画社会の実現をめざして」を草加市の男女共同参画社会の実現に向けた取組の指針として策定しました。

さらに、平成16年(2004年)10月1日、「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」を施行しました。この条例は、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会づくりを、市民、事業者、市民団体、市が協力してつくっていくことを目指しています。

平成18年(2006年)11月には、「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」に基づき、平成22年度(2010年度)までの5年間を計画期間とする「草加市男女共同参画プラン2006」を策定し、男女共同参画社会づくりに向けた施策の総合的な取組を進めてきました。

平成23年(2011年)には、平成27年度(2015年度)までの5年間を計画期間とする「草加市男女共同参画プラン2011」を策定し、より統括的な男女共同参画社会づくりを進めるための取組を行ってきました。また、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を男女共同参画プランの中に位置付け、平成23年(2011年)7月からは配偶者暴力相談支援センターを設置する等、DV防止及び被害者の支援にも力を入れています。

令和2年(2020年)6月には、「草加市人権尊重都市宣言」を制定し、「差別や偏見等による人権侵害のない社会の実現」や「多様性を認め合い、一人一人の個性や生き方が尊重される人権共生社会の実現」を謳い、男女共同参画社会づくりのより一層の推進を図っています。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念を次のように定めます。

**すべての人が互いの人権を尊重し、ともに輝き、
安心してらせるまちをめざして**

本市は、性別にかかわらず、すべての人が個人として尊重され、個性や能力を発揮しながら、その人が望む生き方を実現するとともに、誰もが尊厳を保ち、安心してらせるまちづくりを目指します。

この基本理念は、本市の最上位計画である第四次草加市総合振興計画に掲げる将来像「快適都市～地域の豊かさの創出～」及び関連法・条例等を踏まえたものです。また、「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」（平成16年（2004年）施行）の次の6つの基本理念に基づくものであり、市民、市民団体、事業者、市が一丸となって、男女共同参画社会づくりを推進します。

【参考】「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」の基本理念

- 1 性別にかかわらず個人としての人権の尊重
- 2 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度・慣行の見直し
- 3 性別を問わず共同して参画できる機会の確保
- 4 家庭生活と仕事や地域活動等の両立
- 5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 6 国際的動向との協調



2 計画の基本目標

前述の基本理念のもと、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 男女共同参画意識の浸透・定着

性別にかかわらず、誰もが家庭や地域、職場等、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会を目指して、「男性は仕事、女性は家庭」といった言葉に代表される固定的な性別役割分担意識を解消し、市民一人ひとりが男女共同参画の重要性や意義を理解できるよう、意識啓発を進めます。また、外国籍市民や性的少数者を含め、多様な属性の人々について正しい理解を促し、地域全体で多様性を尊重する環境づくりを進めます。

市民の意識啓発のためには、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要であることから、幼児教育や学校教育の場において、男女平等や個性を尊重する大切さを身につける教育活動を推進します。加えて、生涯を通じて男女共同参画について学び、理解を深める機会を充実します。

基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

すべての人が、仕事、家庭、地域、個人の自己啓発等の様々な活動について、自ら希望するバランスを実現できるよう、企業や関係機関等と連携し、働く場における男女間の均等な機会や待遇の確保、長時間労働を前提とした働き方の見直し等、誰もが働きやすい環境づくりを進めます。こうした職場を中心とした働き方改革に加え、就労の有無に関わらず、個人の希望や多様なライフスタイルに応じて、一人ひとりに合ったじぶんらしいくらしを実現できるよう、子育てや介護支援を展開します。

また、政治、経済、社会等、あらゆる分野において、政策・方針決定過程への女性参画を推進するため、市の政策・方針決定過程における女性の参画拡大、企業等における女性登用の促進を図ります。

基本目標3 安心・安全なくらしの実現

配偶者等からの暴力を根絶するため、若年層をはじめとした市民の意識啓発により、地域全体で暴力を許さない意識を高めるとともに、被害者の相談対応や安全確保、自立支援を図ります。また、配偶者等からの暴力と密接に関連する児童虐待への対応を強化します。

男女が互いの身体的特性を理解し合い、人権を尊重しつつ相手を思いやる気持ちを持って生きていくため、特に女性については、子どもを産む・産まないにかかわらず、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、ライフステージに応じた適切な健康管理を進めるとともに、男女の性差に応じた健康保持増進を総合的に推進します。

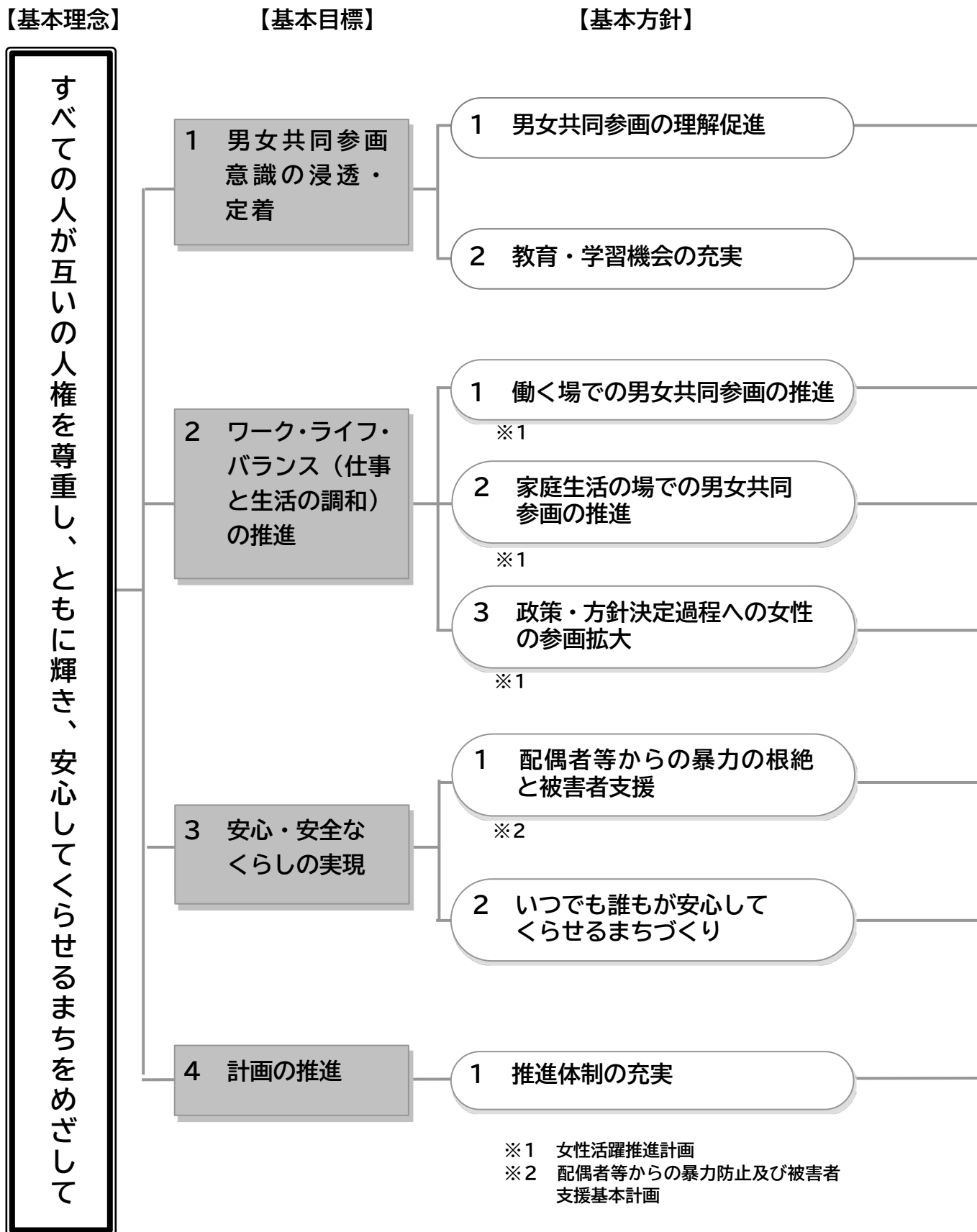
さらに、非常時における困難を軽減するため、災害対応における男女共同参画の視点を取り入れるとともに、性犯罪や性暴力を許さないまちづくりを進めます。

基本目標4 計画の推進

様々な分野にわたる本計画を着実に推進していくために、行政の横断的な推進体制をはじめ、男女共同参画審議会、関係機関や市民団体、国や県等と連携していきます。

また、本計画に定めた内容について定期的に評価を行い、達成・進捗状況を公表し、市民、事業者、市民団体の理解と協力の下に計画を推進していきます。

3 計画の体系図



| 【施策】 | 【成果指標】 |
|---|------------------------------|
| 施策1 家庭や地域における男女共同参画の意識啓発 施策2 人権意識の高揚と多様性の理解・啓発 | 男女の地位に関する平等感の割合 |
| 施策3 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の充実 | 小中学生の人の気持ちへの理解度 |
| 施策4 働く機会や待遇の平等に向けた働きかけ | 仕事と生活のバランス -理想と現状の一致割合- |
| 施策5 多様なライフスタイルの実現に向けた支援 施策6 子育てと介護への支援 | 男女共同参画の取組実践割合 |
| 施策7 市及び企業等における女性登用の促進 | 女性管理職割合 |
| 施策8 暴力根絶のための予防啓発 施策9 相談体制の充実と被害者の安全確保 施策10 関係機関と連携した被害者の自立支援 施策11 虐待の早期発見と支援 | DV被害者の相談割合 -どこにも相談していない人- |
| 施策12 生涯を通じた健康づくりの支援 施策13 非常時に備えた男女共同参画の推進 | 自立して健康に生活できる期間 |
| 施策14 男女共同参画プランの進行管理 | 本プランの認知度 |

(注) 次ページに基本方針ごとの成果指標の詳細(一覧表)を記載しています。

成果指標一覧

| 成果指標 | 実績値 令和2年度 (2020年度) | 目標値 令和7年度 (2025年度) |
|---|------------------------------|------------------------------|
| 基本目標1 男女共同参画意識の浸透・定着 | | |
| 基本方針1 男女共同参画の理解促進 | | |
| 施策1 家庭や地域における男女共同参画の意識啓発 | | |
| 施策2 人権意識の高揚と多様性の理解・啓発 | | |
| (市民意識調査) 「あなたは、男女の地位は平等になっていると思いますか」の質問に「平等」と回答した人の割合 | 16.7% | 20.0% |
| 基本方針2 教育・学習機会の充実 | | |
| 施策3 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の充実 | | |
| (教育振興基本計画) 「人の気持ち分かる人間になりたいと思いますか」の質問に「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答した児童生徒の割合 (小・中別) | 小学校 95.5% 中学校 94.7% | 小学校 97.0% 中学校 97.0% |
| 基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 | | |
| 基本方針1 働く場での男女共同参画の推進 | | |
| 施策4 働く機会や待遇の平等に向けた働きかけ | | |
| (男女共同参画アンケート) 仕事と生活のバランスについて、理想と現状が一致している人の割合 | 39.2% | 43.0% |
| 基本方針2 家庭生活の場での男女共同参画の推進 | | |
| 施策5 多様なライフスタイルの実現に向けた支援 | | |
| 施策6 子育てと介護への支援 | | |
| (市民意識調査) | 50.8% | 45.0% |

第2章 計画の基本的な考え方

| | | |
|--|--|--|
| <p>「あなたが、日頃から行っている性別にとらわれない男女共同参画の取組を教えてください」の質問に「特にない」と回答した人の割合</p> | | |
| <p>基本方針3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 施策7 市及び企業等における女性登用の促進</p> | | |
| <p>(男女共同参画年次報告書・男女共同参画アンケート企業・事業所調査結果を基に算出) 女性管理職割合(市職員、民間)</p> | <p>市職員 14.8% 市内民間企業 13.0%</p> | <p>市職員 20.0% 市内民間企業 15.0%</p> |
| <p>基本目標3 安心・安全なくらしの実現</p> | | |
| <p>基本方針1 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援 施策8 暴力根絶のための予防啓発 施策9 相談体制の充実と被害者の安全確保 施策10 関係機関と連携した被害者の自立支援 施策11 虐待の早期発見と支援</p> | | |
| <p>(男女共同参画アンケート) DV被害を受けたことがある人のうち、「どこにも相談していない」と回答した人の割合</p> | <p>69.0%</p> | <p>65.0%</p> |
| <p>基本方針2 いつでも誰もが安心してくらするまちづくり 施策12 生涯を通じた健康づくりの支援 施策13 非常時に備えた男女共同参画の推進</p> | | |
| <p>(そうか みんなで健康づくり計画) 「65歳に達した人が自立して健康に生活できる期間(男女別)」</p> | <p>男性 17.43年 女性 20.36年</p> | <p>男性 17.79年 女性 20.40年</p> |
| <p>基本目標4 計画の推進</p> | | |
| <p>基本方針1 推進体制の充実 施策14 男女共同参画プランの進行管理</p> | | |
| <p>(男女共同参画アンケート) 「草加市男女共同参画プラン」の認知度</p> | <p>14.6%</p> | <p>20.0%</p> |

第2章 計画の基本的な考え方

第3章 施策の展開

施策の展開の見方

本章では、基本目標ごとに現状と課題を整理した上で、各施策の方向性及び具体的取組や個別事業を示します。また、男女共同参画社会を実現するためには、市民、市民団体、事業者の皆さんの自発的な取組が大切であることから、参考として、それぞれの取組を例示します。

施策1 家庭や地域における男女共同参画の意識啓発

1-1 家庭や地域への意識啓発と参画推進

性別にかかわらず家事・子育て・介護など家庭における役割を担うための負担意識の解消に向けた意識啓発を推進します。また、町会や自治会などコミュニティ活動など様々な地域活動に、性別にかかわらずより多くの市民が参加しやすくなるよう意識啓発や参加しやすい環境づくりを進めます。

施策の方向性を記載しています。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|---------------------------------------|-----------------|------------|
| 固定的性別役割分担意識を見直すための各種講演会、講座の開催 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| 性別にとらわれない子育て等について学習する機会の提供 | | |
| 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進 | | |
| 地域活動における男女共同参画の積極的な推進 | | |
| 町会・自治会など地縁活動の場での男女共同参画に関する意識啓発の推進 | 町会・自治会活動促進事業 | みんなでまちづくり課 |
| まちづくりや地域コミュニティ活動の場での男女共同参画に関する意識啓発の推進 | 地区まちづくり推進事業 | |
| | 市民活動促進事業 | |
| 地域活動における男女共同参画の積極的な推進 | コミュニティセンター管理事業 | |

「男女共同参画プラン2021」における草加市の取組を示します。

「具体的取組」に対応する、草加市総合振興計画基本構想・基本計画に基づく個別事業を示します。

基本目標ごとに、市民、市民団体、事業者
に期待される取組を例示します。

基本目標1 男女共同参画意識の浸透・定着

基本方針1 男女共同参画の理解促進

施策1 家庭や地域における男女共同参画の意識啓発

施策2 人権意識の高揚と多様性の理解・啓発

基本方針2 教育・学習機会の充実

施策3 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習
の充実

【成果指標】

| 成果指標 | 実績値 令和2年度 (2020年度) | 目標値 令和7年度 (2025年度) |
|--|--------------------------|--------------------------|
| 「あなたは、男女の地位は平等となっていると思いますか」の質問に「平等」と回答した人の割合 (市民意識調査) | 16.7% | 20.0% |
| 「人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか」の質問に「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」と回答した児童生徒の割合(小・中別) (教育振興基本計画) | 小学校 95.5% | 小学校 97.0% |
| | 中学校 94.7% | 中学校 97.0% |

基本方針1 男女共同参画の理解促進

【現状と課題】

性別にかかわらず、その人の意欲に応じて、家庭や地域、職場等、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会を目指すことは、一人ひとりの豊かな人生を実現することにつながります。

令和元年度に実施した「草加市男女共同参画アンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）によれば、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担の考え方に「同感しない」という回答が半数を超えており、特に女性は約6割を占めています。しかし、家庭における男女の役割分担の状況をみると、家事や育児をはじめ、いずれの項目も女性が担う割合が高くなっています。また、地域活動への参加状況については、町会や自治会の活動、保護者会やPTA活動等、女性の参加割合が高い傾向がみられます。

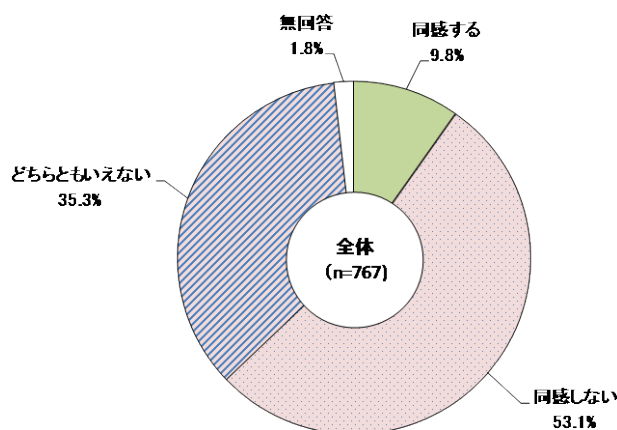
男女共同参画社会を実現するには、市民一人ひとりの固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭や地域における役割を担い合うことが重要であり、意識啓発や参加しやすい環境づくりが課題となっています。

現在、インターネットやテレビ等、様々なメディアが市民の意識や生活に大きな影響を与えており、不適切な性・暴力表現を防止することが必要です。

また、本市には外国籍市民も多くいらっしゃっており、特に外国籍の女性は、言語や文化、価値観等の違いに加え、経済面や健康面等、複合的に困難な状況におかれがちであるため、個々の状況に応じたきめ細かな支援が求められます。さらに、性的指向や性自認により社会的困難を抱える人が自分らしくくらせる社会としていくことが注目されています。

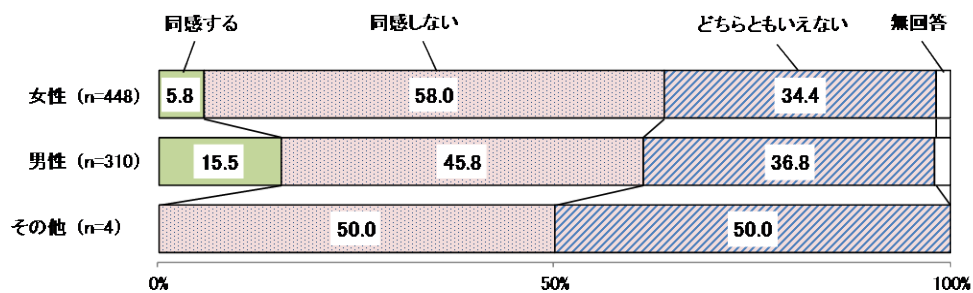
このように、多様な属性の人々についての正しい理解を促し、地域全体で多様性を尊重する環境づくりを進めることが重要です。

図1 性別による役割分担の考え方（全体）



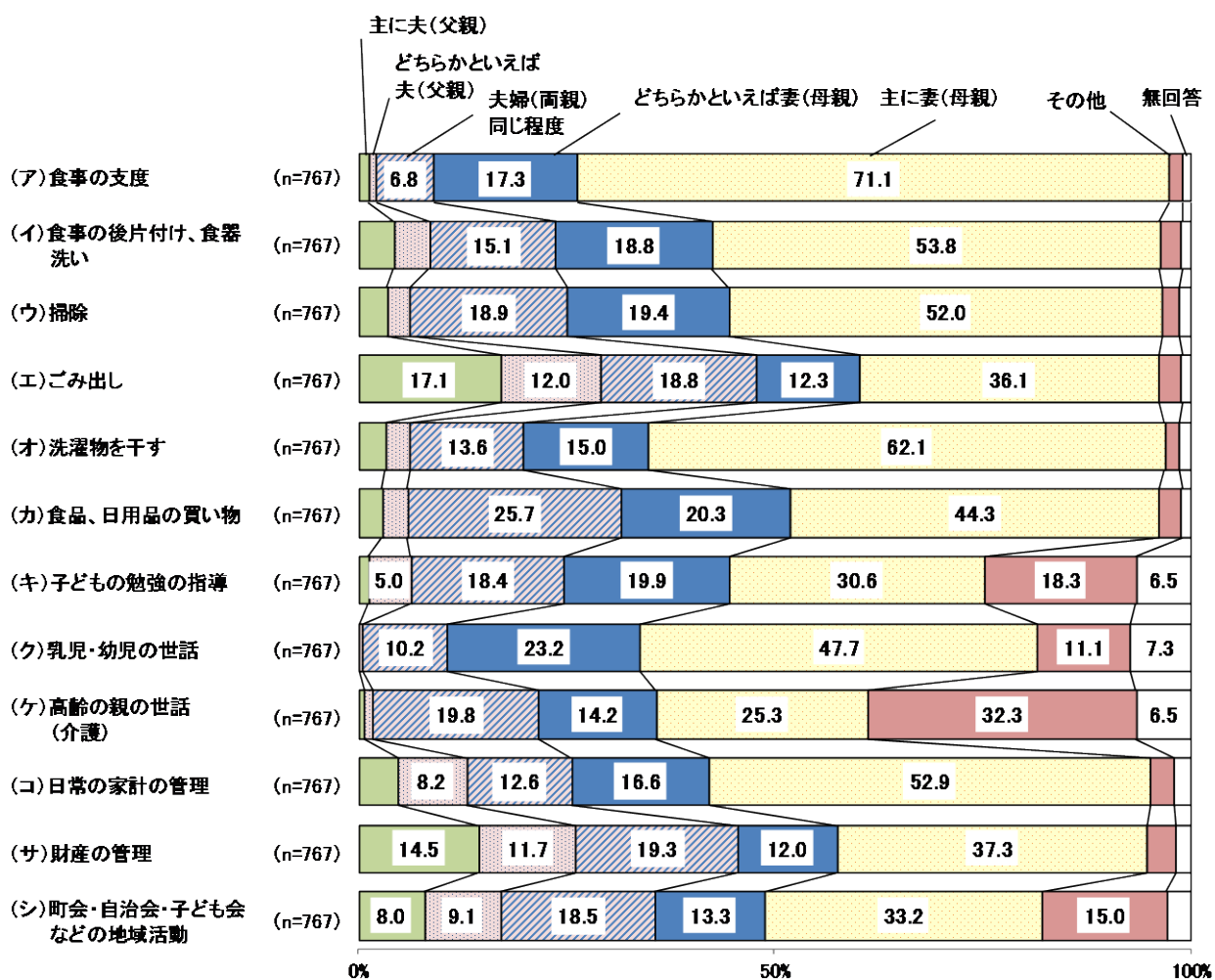
資料：「草加市男女共同参画アンケート調査報告書」（令和元年）

図2 性別による役割分担の考え方（性別）



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査報告書」（令和元年）

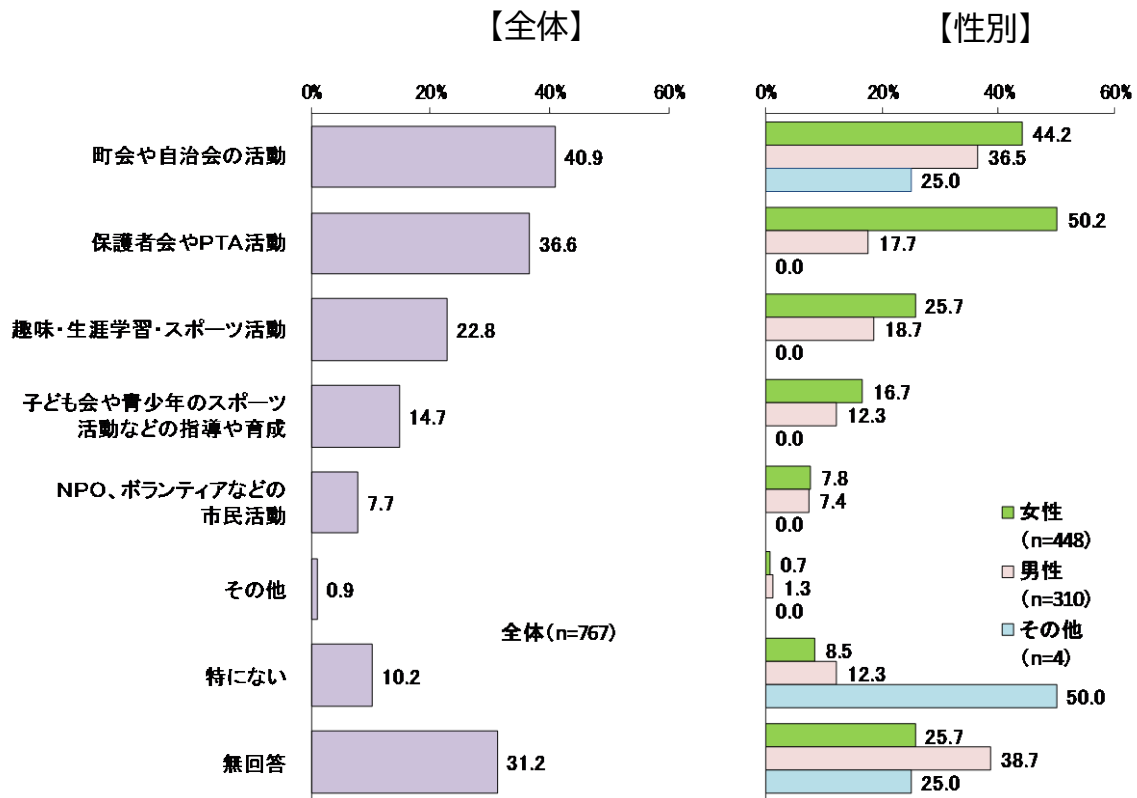
図3 家庭における男女の役割分担の状況



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査報告書」（令和元年）

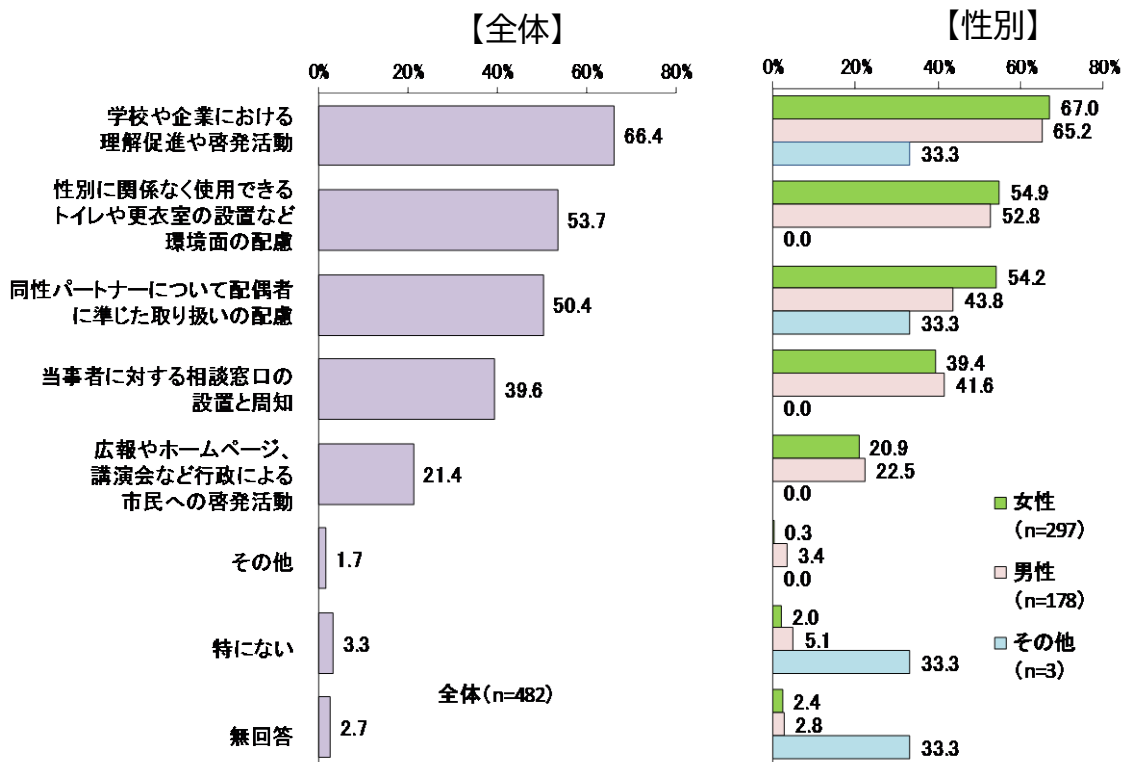
基本目標1 男女共同参画意識の浸透・定着

図4 参加したことがある地域での活動



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査報告書」（令和元年）

図5 「LGBT」等、性的少数者への支援として必要な取組



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査報告書」（令和元年）

施策1 家庭や地域における男女共同参画の意識啓発

1-1 家庭や地域への意識啓発と参画推進

性別にかかわらず家事、子育て、介護等、家庭における役割を担うため、固定的な役割分担意識の解消に向けた意識啓発を推進します。また、町会や自治会等の地縁組織、ボランティア活動等、様々な地域活動に、性別にかかわらずより多くの市民が参加するよう、意識啓発や参加しやすい環境づくりを進めます。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|--|-----------------|------------|
| 固定的性別役割分担意識を見直すための各種講演会、講座の開催 性別にとらわれない子育て等について学習する機会の提供 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進 地域活動における男女共同参画の積極的な推進 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| 町会・自治会等、地縁活動の場での男女共同参画に関する意識啓発の推進 | 町会・自治会活動促進事業 | みんなでまちづくり課 |
| まちづくりや地域コミュニティ活動の場での男女共同参画に関する意識啓発の推進 | 地区まちづくり推進事業 | |
| | 市民活動促進事業 | |
| 地域活動における男女共同参画の積極的な推進 | コミュニティセンター管理事業 | |

男女共同参画さわやかサロン

草加市の男女共同参画推進のための拠点施設。草加市文化会館内に設置。関連情報の提供、書籍の貸出、各種啓発事業等を実施。



基本目標1 男女共同参画意識の浸透・定着

1-2 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

メディアや市の各種刊行物等において、固定的な役割分担意識や性差別の助長、暴力や性の商品化を示唆することのないよう、表現や内容を精査するとともに、男女共同参画の意義を明確に伝えていきます。

また、市民が多様な情報を適切に活用できるよう、メディア・リテラシー（メディアの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力）向上のための啓発や学習機会等を提供します。

さらに、インターネットにおける表現についても、女性や子どもを含め人権を侵害することのないよう対策を講じるとともに、適切な利用方法について啓発していきます。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|---------------------------------------|-----------------|-------|
| 男女共同参画に関する「表現ガイド」の作成と普及 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| メディアや市の各種刊行物等における男女共同参画の視点からの表現の点検 | | |
| メディア・リテラシー向上のための啓発や学習情報の提供 | | |
| 男女共同参画の視点に立ったインターネットの利用方法についての啓発活動の推進 | | |

1-3 男女共同参画拠点施設の充実

本市の男女共同参画社会づくり活動の拠点として、草加市文化会館内の男女共同参画さわやかサロンを活用するとともに、男女共同参画社会の実現を目指す活動拠点にふさわしい取組の充実を図ります。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|-------------------------------------|-----------------|-------|
| 男女共同参画さわやかサロンを中心とした市民団体相互のネットワークづくり | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| 男女共同参画さわやかサロン機能の充実 | | |

施策2 人権意識の高揚と多様性の理解・啓発

2-1 国際理解・多文化共生の推進

国籍や性別にかかわらず、一人ひとりの人権が保障されるよう、外国籍市民の中でも女性は特に経済面や健康面等、複合的に困難な状況におかれがちであることを考慮しながら、個々の状況に応じてきめ細かに支援します。また、市民相互に文化的な違いを認め合い、地域で孤立することなく安心して生活できる多文化共生社会をつくるため、外国籍市民との日常的な交流の場を提供します。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|----------------------------|----------|-------|
| 外国籍市民との日常的な交流機会の創出 | 国際交流事業 | 文化観光課 |
| ことばや文化の違いに配慮したサービスの提供 | 多文化共生事業 | 人権共生課 |
| ことばや文化の違いを越えて気軽に相談できる体制の整備 | | |

2-2 人権共生社会の形成推進

子どもから大人まで性別にかかわらず市民一人ひとりが、お互いの個性を認め合いながら、能力を十分に発揮でき、自立して充実した生活を送ることができる「人権共生社会」の形成を目指して、「草加市人権施策推進基本方針」及び「草加市人権尊重都市宣言」に基づき、市民や事業者への啓発や相談対応、必要な支援の提供を図ります。

LGBT（性的少数者）等、性的指向や性自認により社会的困難を抱える人が、人権侵害を受けることなく自分らしくくらす社会とするため、地域や学校、企業等における理解促進や啓発活動を進め、地域全体で多様性を尊重していきます。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|--------------------------|----------|-------|
| 交流及び協働促進によるともに生きる社会づくり | 人権啓発事業 | 人権共生課 |
| 自立に向けての支援体制・人権救済制度の充実 | | |
| 人権擁護委員協議会による人権相談や人権啓発の充実 | | |
| 性の多様性への理解促進【新規】 | | |

基本方針2 教育・学習機会の充実

【現状と課題】

性別にかかわらず、誰もがあらゆる分野で活躍するためには、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要です。また、人生100年時代を見据え、様々な生き方、学び方、働き方を選択できるよう、生涯学習が果たす役割も大きくなっていきます。

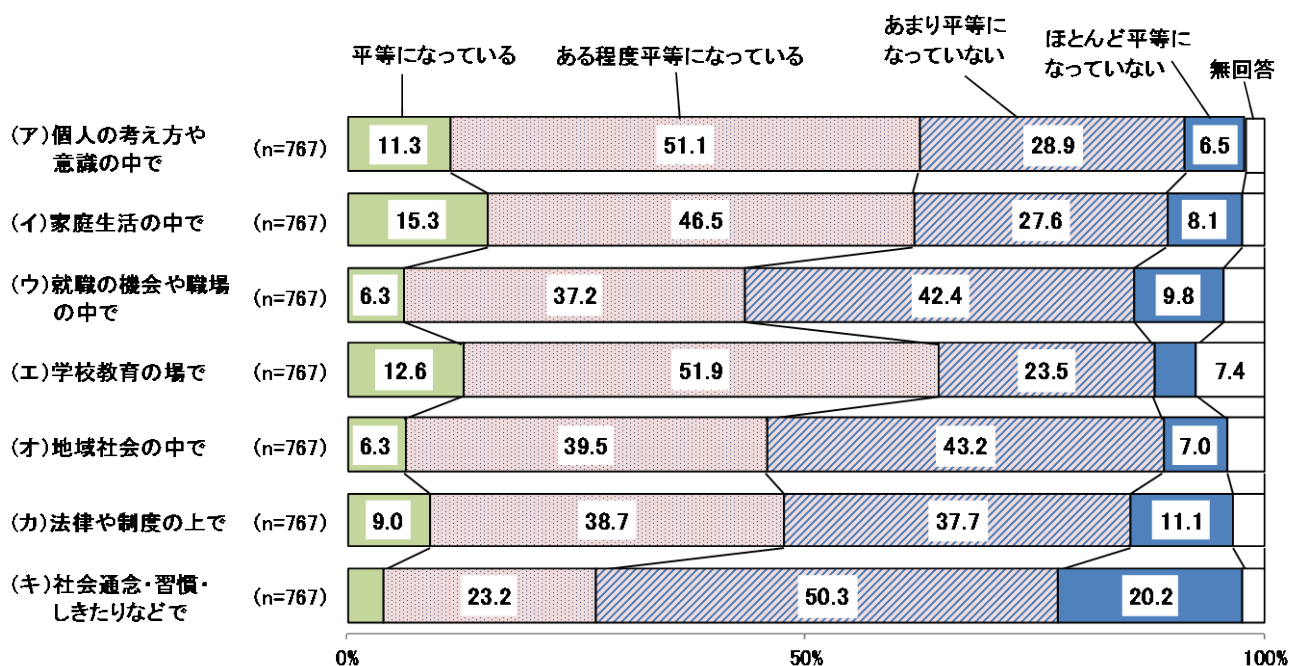
本市では、学校教育活動全般を通じて、性差によらない人権教育を推進するとともに、各教科を通じて、男女の平等や男女が共同して社会に参画することの重要性について指導を行っています。

アンケート調査でも、「学校教育の場で男女平等になっている、ある程度平等になっている」という回答は約7割で、他の分野と比べ最も高くなっています。また、学校教育の場においては、日常の活動の場で、継続的に男女平等の意識を育てていくことが重要と考えられています。

生涯学習の場においては、各公民館や文化センターで、男女共同参画に関する学習の場づくりを進めるほか、図書館での関連資料の提供等を行っています。

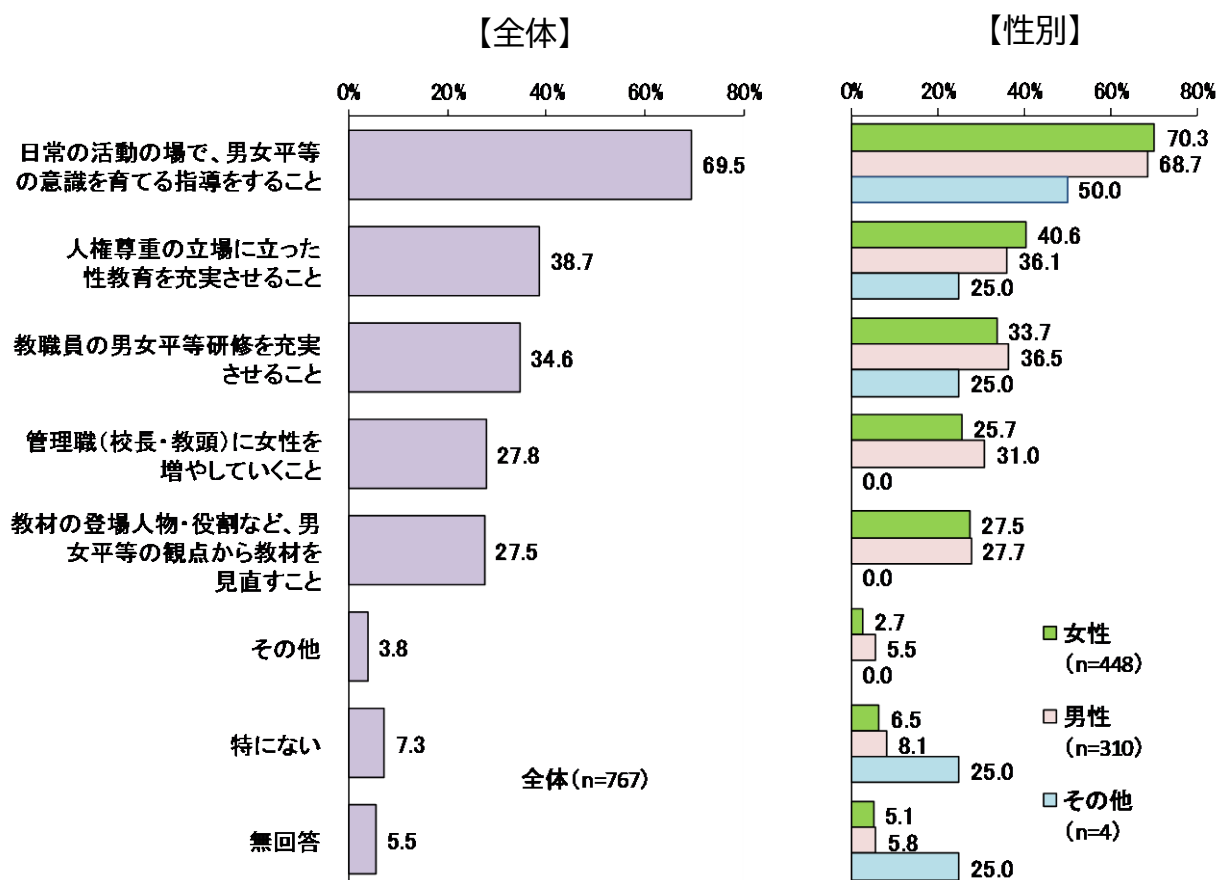
今後も、引き続き、市民一人ひとりが、学校教育や生涯学習の場を通じて、男女共同参画について学び、理解を深めることができるような環境づくりが重要です。

図6 男女平等の実現度



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査報告書」（令和元年）

図7 男女共同参画推進のために学校教育の場で力を入れる必要があること



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査報告書」（令和元年）



施策3 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の充実

3-1 幼少期からの男女平等や人権尊重意識の醸成

幼少期から男女平等意識や個性を尊重する大切さを身につけることができるよう、幼稚園、保育園、小学校等と連携し、学習内容や方法を充実するとともに、すべての教育活動において、子どもたち一人ひとりに人権尊重や多様性を認め合う意識の醸成を図ります。

また、子どもたちが性別にとらわれず個性に応じた生き方を選択できるように、教育相談や生徒指導、進路指導を行うとともに、教職員の指導力向上を図り、研修機会や情報提供を充実します。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|-----------------------------------|-------------|------------|
| 幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携による男女平等教育の充実・推進 | 子ども教育連携推進事業 | 子ども教育連携推進室 |
| 男女平等教育の充実 | 学校人権教育推進事業 | 指導課 |
| 男女の性差に配慮した人権教育の推進 | | |
| 国際理解教育の推進 | | |
| 男女平等を意識した生徒指導や進路指導の充実 | 生徒指導推進事業 | 指導課 |
| | 教育相談充実事業 | 教育支援室 |
| 男女共同参画や男女平等についての教職員研修の充実 | 教職員研修推進事業 | 指導課 |

3-2 生涯学習環境の充実

性別にかかわらず、市民一人ひとりの意欲に応じて能力と教養を高めることができるよう、「草加市教育振興基本計画」との連動を図りながら、自主的かつ継続的な学習機会を提供するとともに、男女平等や男女共同参画について学ぶ多様な機会を提供します。また、本市独自の高年者の生涯学習と憩いの場、子どもたちとの世代間交流の場として定着している平成塾についても、充実を図ります。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|----------------------------|--------------|-------|
| 男女共同参画を進める生涯学習の条件整備 | 生涯学習推進体制整備事業 | 生涯学習課 |
| 男女共同参画に関する学習の場（講座、講演会等）づくり | 社会人権教育推進事業 | |

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|-----------------------|--------------|-------|
| 男女共同参画に関する生涯学習活動への支援 | 大学公開講座等推進事業 | 生涯学習課 |
| 社会参画や能力開発を支援する学習機会の提供 | そうか市民大学運営事業 | |
| 平成塾の充実 | 平成塾設置・管理運営事業 | |

3-3 公民館等事業の充実

男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるため、市民の生涯学習の場である公民館・文化センターにおける様々な学習機会の充実を図ります。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|------------------------|----------|----------------------------------|
| 公民館の講座等における男女共同参画学習の推進 | 公民館等事業 | 中央公民館 柿木公民館 新田西文化センター |
| 公民館活動における男女共同参画の推進 | | 谷塚文化センター 川柳文化センター 新里文化センター |

3-4 図書館における情報サービスの充実

誰もが男女共同参画に関する情報を活用できるよう、中央図書館の男女共同参画コーナーの充実に努め、図書資料の貸出やレファレンスサービス等を実施するとともに、公共図書館及び大学図書館との連携を図ります。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|---------------|------------------|-------|
| 男女共同参画コーナーの充実 | 図書館情報サービス・管理運営事業 | 中央図書館 |
| レファレンスサービスの実施 | | |
| 関係する図書館等との連携 | | |

市民、市民団体、事業者に期待される取組例

市民や市民団体に期待される取組例

- ☆一人ひとりが家庭生活に必要な知恵や実践力を身に付け、家事や育児・介護等を積極的に分担する。
- ☆男性はリーダー、女性はサポートと男女の役割を固定的にとらえず、一人ひとりの個性や能力、意欲をいかした役割分担をする。
- ☆インターネットを利用する際に他人の人権を侵害する恐れがないかよく考える。
- ☆人権侵害や差別を見逃さず、声を上げていくようにする。
- ☆子どもたちが「男の子だから」、「女の子だから」と性別にとらわれず、個性と能力を 発揮できるように見守る。
- ☆男女共同参画に関する学習の場に参加して学習する。

事業者に期待される取組例

- ☆従業員が人権課題に関心を持ち、人権意識を高めるように研修を行う。
- ☆各種刊行物について、一方の性別のみをイメージとして使用する等、ステレオタイプ（固定的な概念やイメージ）を植え付けるような表現を使用しない等、男女共同参画の視点に立った適切な表現となるように配慮する。

基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

基本方針1 働く場での男女共同参画の推進

施策4 働く機会や待遇の平等に向けた働きかけ

基本方針2 家庭生活の場での男女共同参画の推進

施策5 多様なライフスタイルの実現に向けた支援

施策6 子育てと介護への支援

基本方針3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策7 市及び企業等における女性登用の促進

【成果指標】

| 成果指標 | 実績値 令和2年度 (2020年度) | 目標値 令和7年度 (2025年度) |
|---|---------------------------------|---------------------------------|
| 仕事と生活のバランスについて、理想と現状が一致している人の割合 (男女共同参画アンケート) | 39.2% | 43.0% |
| 「あなたが、日頃から行っている性別にとらわれない男女共同参画の取組を教えてください」の質問に「特にない」と回答した人の割合 (市民意識調査) | 50.8% | 45.0% |
| 女性管理職割合（市職員、民間） (男女共同参画年次報告書・男女共同参画アンケート企業・事業所調査結果を基に算出) | 市職員 14.8% 市内民間企業 13.0% | 市職員 20.0% 市内民間企業 15.0% |

基本方針1 働く場での男女共同参画の推進

【現状と課題】

働くことは生活の経済的基盤であり、自己実現につながるため、働くことを希望するすべての人がいきいきと活躍できる環境づくりが重要です。

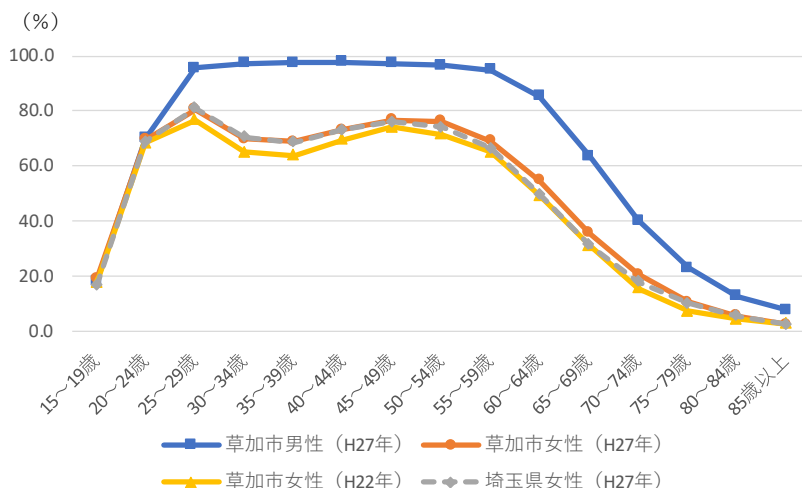
本市の女性の労働力率は県と同様に、20歳代後半をピークとし30歳代を底とするM字カーブを描いており、経年変化をみるとこのカーブが緩やかになっています。しかし、妊娠や出産を機にキャリアを一時中断する女性も多く、また再就職後においても、非正規雇用となる傾向があります。

アンケート調査によれば、市民が働く職場において、「人事配置や昇進」「仕事の内容」等が男女平等になっていないという回答が3割を超えています。また、市内事業所に対するアンケートにおいても、男女格差を感じるという回答が約3割となっており、昇進・昇格や、賃金の面で格差があるとされています。こうした中、男女がともに働きやすい職場とするためには、休暇を取得しやすい体制や職場風土、育児・介護休業を取得および復帰しやすい職場環境、多様な働き方の仕組み等が上位に挙げられています。

また、同じく市内事業所アンケートによれば、セクシュアル・ハラスメントに対する防止策を実施している事業所は約4割で、内容としては、就業規則等への明文化、相談窓口の設置等が挙げられています。

性別にかかわらず、働きたい人が活躍できるためには、妊娠・出産や育児・介護休業等を理由とする不利益な取扱いやハラスメントをなくすとともに、自営業等を含め働く場における男女間の均等な機会や待遇を確保することが課題となっています。さらに、これまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスを実現することのメリット等を事業所等に周知し、誰もが働きやすい職場づくりを促していくことが必要です。

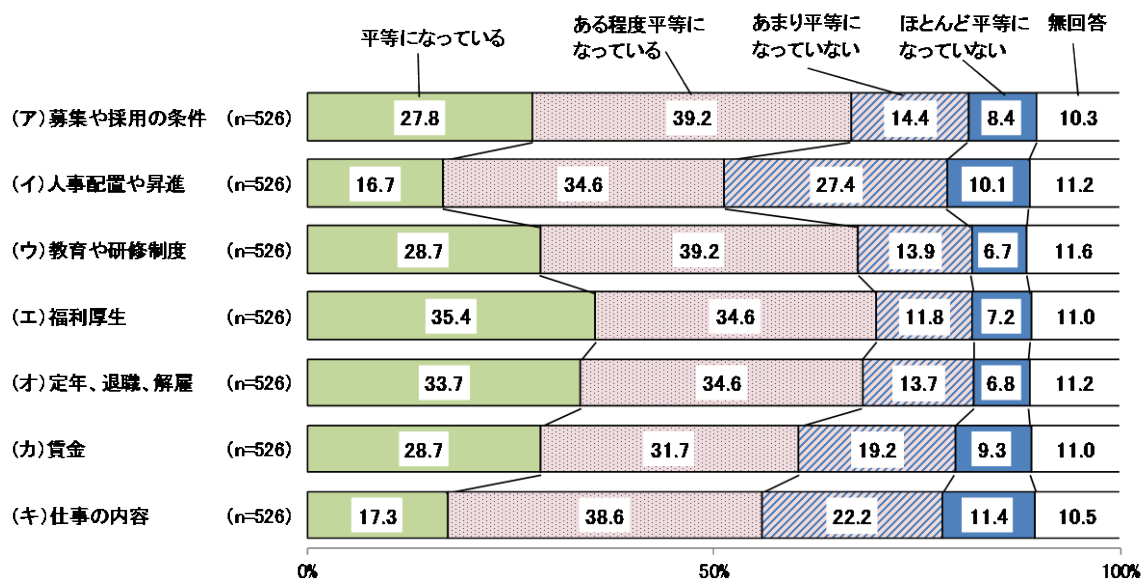
図8 労働力率



資料：国勢調査

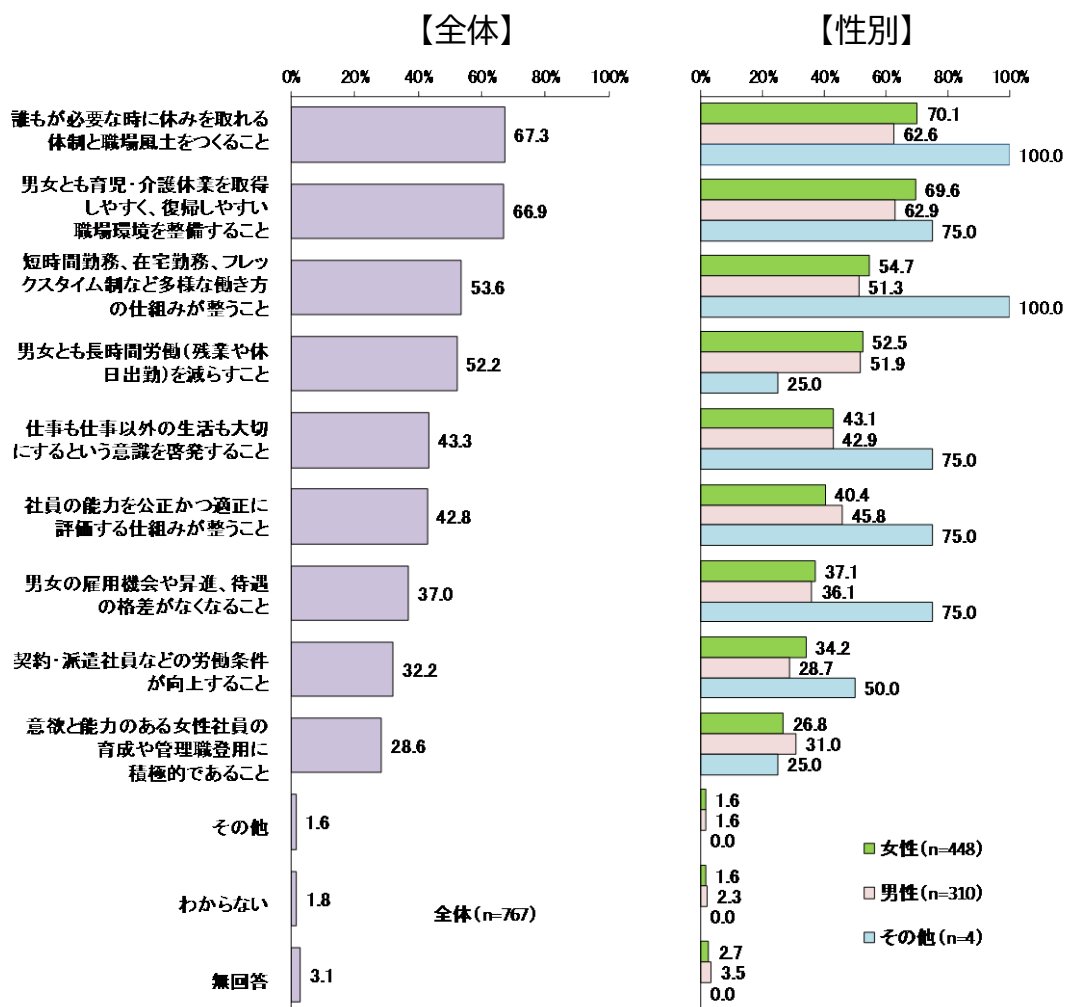
基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

図9 職場における男女平等の状況



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査報告書」（令和元年）

図10 男女とも働きやすい職場づくりのために重要なこと



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査報告書」（令和元年）

施策4 働く機会や待遇の平等に向けた働きかけ

4-1 経済的基盤の安定支援

雇用の場における男女の均等な機会と公正な処遇を確保できるよう、事業者に対し関連法等の周知を図ります。また、女性の就業継続や再就職を促すため、仕事と家庭の両立支援に加え、職業能力の開発講座等の開催と学習機会の紹介、就労情報の提供や相談、スキルアップを図るほか、女性起業家の育成に向けて支援します。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|-----------------------------|-----------------|--------|
| 男女雇用機会均等法等の周知 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| 女性の職域拡大・雇用の促進 | 就労の安定支援事業 | くらし安全課 |
| 労働評価の適正化の促進 | | |
| 就労に関する情報の提供 | | |
| 労働セミナー、能力開発セミナー等の実施と学習情報の提供 | | |
| 起業に向けた知識や手法に関する情報提供 | 創業支援事業 | 産業振興課 |

4-2 自営業・農業等における男女共同参画経営の推進

自営業や農業等における男女共同参画経営を推進するため、家族で農業経営に携わる各世帯員があいまいになりがちな就業条件について話し合い、家族従業員として果たしている役割を適正に評価されるよう、啓発に努めます。また、雇用によらない働き方においても就業環境の整備を図ります。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|--------------|---------------|---------|
| 家族経営協定の推進 | 都市農業育成・共生支援事業 | 都市農業振興課 |
| 農業委員会委員等への啓発 | | |

4-3 企業等における女性のための研修等の充実

企業等における男女共同参画を促進するため、従業員やトップに対し女性登用の働きかけを行うとともに、職場における女性の資質と能力向上に向けた意識啓発等の資料配布や講演会の開催、研修機会の充実を図ります。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|-------------------|-----------------|--------|
| 女性のための研修・セミナー等の充実 | 就労の安定支援事業 | くらし安全課 |
| 意識啓発等の資料の配布 | | |
| | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |

4-4 企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進および働き方改革の支援

企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進を支援するため、市内の事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進法に基づく啓発を進めるとともに、労働時間短縮や多様な働き方の仕組みの導入に向けた見直しを促進します。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|----------------------------------|-------------------|--------|
| ワーク・ライフ・バランス、一般事業主行動計画等の啓発 | 子どもにやさしいまちづくり推進事業 | 子育て支援課 |
| ワーク・ライフ・バランスを推進する企業の好事例の情報収集と提供等 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |

4-5 性別による差別的取扱いやハラスメントからの救済

職場をはじめ、あらゆる活動の場において、性別による差別的取扱いや、ハラスメント（パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、モラル・ハラスメント等）の行為からの救済を図ります。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|-----------------|-----------------|-------|
| 男女共同参画専門委員制度の活用 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| ハラスメント防止の徹底 | 広聴活動の充実 | 広聴相談課 |
| | 人事・給与関係事務事業 | 職員課 |

基本方針2 家庭生活の場での男女共同参画の推進

【現状と課題】

すべての人が自ら希望するバランスで、職場・家庭・地域での生活を充実できるようにすることが重要です。個人のライフスタイルや価値観が多様化する中で、ワーク・ライフ・バランスの重要性は一層増えています。

アンケート調査から、仕事と生活のバランスの理想と現状をみると、「仕事と仕事以外の生活をバランスよくとりたい」という回答が半数を超える一方、実際にそれらがバランスよくとれているという回答は2割未満にとどまっています。この理想と現状が異なる原因としては、長時間労働や休暇を取得しづらいことが挙げられています。

また、同じくアンケート調査によれば、女性が働き続ける上では、子どもが病気になった時の預け先の確保、働き続けるための制度、職場の理解や協力が課題となっています。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、職場を中心とした働き方改革に加え、子育てや介護等、家庭における役割を、性別にかかわらず担い合うとともに、福祉サービスや地域の力によって支えていくことが必要です。

図 11 仕事と生活のバランス（理想と現状）

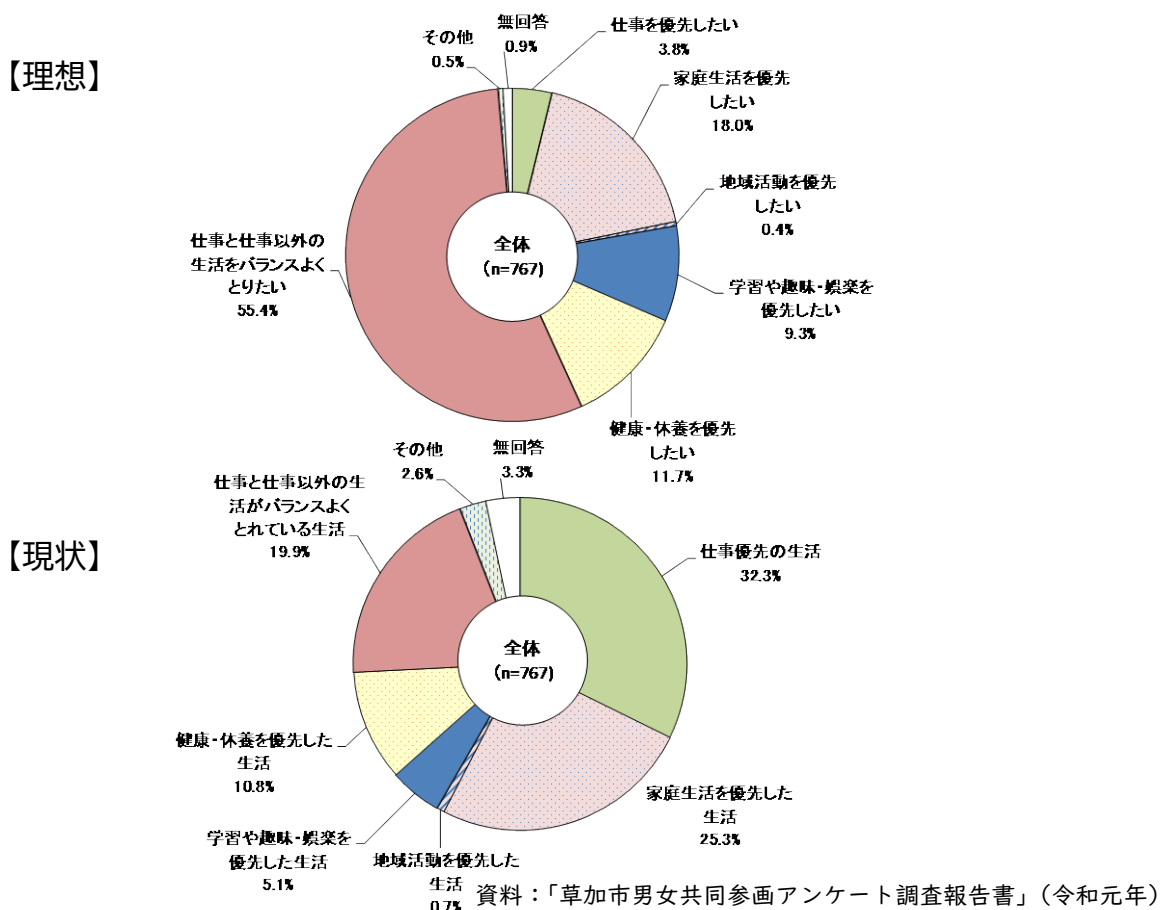
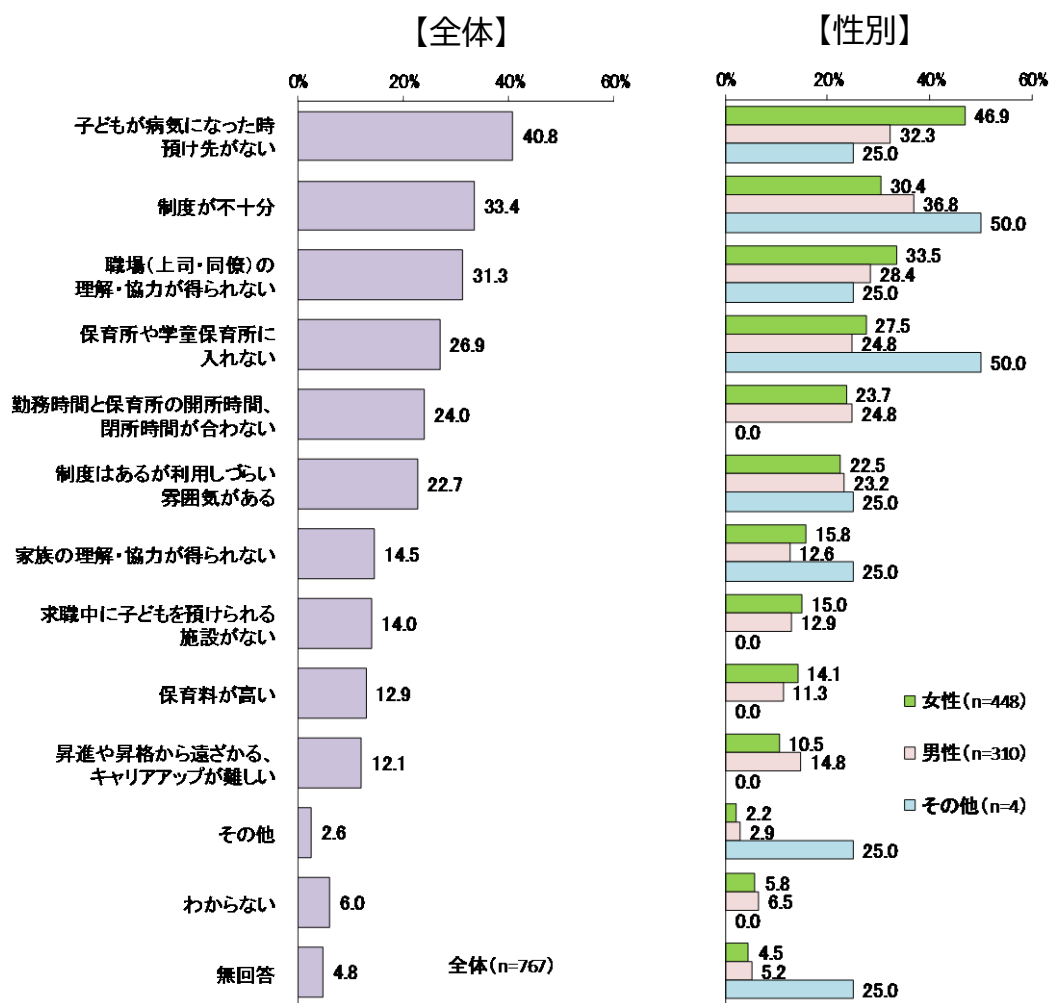


図 12 女性が働く上で支障となっていること



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査報告書」（令和元年）

施策5 多様なライフスタイルの実現に向けた支援

ライフスタイルの多様化に対応し、誰もが家庭や職場、地域での活動を充実して豊かな生活を実現するため、ワーク・ライフ・バランスの重要性を周知し、働き方の見直しや休暇の取得、性別にかかわらず家事や育児、介護を担い合うこと等、市民一人ひとりの実践を促します。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|-------------------------|-----------------|--------|
| 男性の育児・介護休業取得の促進 | 人事・給与関係事務事業 | 職員課 |
| | 就労の安定支援事業 | くらし安全課 |
| ワーク・ライフ・バランスの必要性の周知【新規】 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| ワーク・ライフ・バランスの実践【新規】 | | |



施策6 子育てと介護への支援

6-1 子育て支援の推進

男女が支え合って家庭生活を担い、また意欲に応じて女性が仕事を続けること等を支援するため、保育サービスや地域での見守り体制を強化します。次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つよう、「草加市子どもプラン」と連動を図りながら、取組を進めます。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|-------------------|---------------------------|-----------|
| 地域の子育て支援拠点づくり | 子育て応援事業 | 子ども育成課 |
| 地域の子育て支援ネットワークづくり | 子育て支援センター及び児童発達支援センター運営事業 | 子育て支援センター |
| 子育て相談体制の充実 | | |
| 子育て家庭への経済的支援の充実 | 幼稚園就園奨励推進事業 | 保育課 |
| 保育サービスの充実 | 民間保育推進事業 | |
| | 幼稚園就園奨励推進事業 | |
| | 公立保育園運営事業 | |
| | 保育ステーション事業 | |
| 子どもの居場所づくり | ファミリー・サポート・センター事業 | 子ども育成課 |
| | 児童館・児童センター運営事業 | |
| 子どもたちの遊び場の整備・充実 | 放課後児童健全育成事業 | みどり公園課 |
| | 公園広場等整備事業 | |

基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

6-2 介護支援の推進

男女がともに家族の介護を担うとともに、家族を介護する側のワーク・ライフ・バランスを実現するため、介護者の負担や不安を軽減するような環境を整え、きめ細かに支援します。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|--------------|-----------------|-------|
| 介護保険事業の円滑な実施 | 介護保険給付事業 | 介護保険課 |
| | 介護認定審査会運営事業 | |
| 介護予防の推進 | 介護予防普及啓発事業 | |
| 福祉サービスの推進 | 地域包括支援センター委託事業 | 長寿支援課 |
| | 高年者在宅生活支援サービス事業 | |
| ひとにやさしいまちづくり | 家族介護支援事業 | |



基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進



男女共同参画コーナー

市内公共施設（中央公民館、勤労福祉会館、川柳文化センター）に男女共同参画コーナーを設置し、男女共同参画関連資料を配架。

基本方針3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

政治、経済、社会等、あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女がともに参画することは、少子化や人口減少等に伴う社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる持続可能な社会の形成につながります。

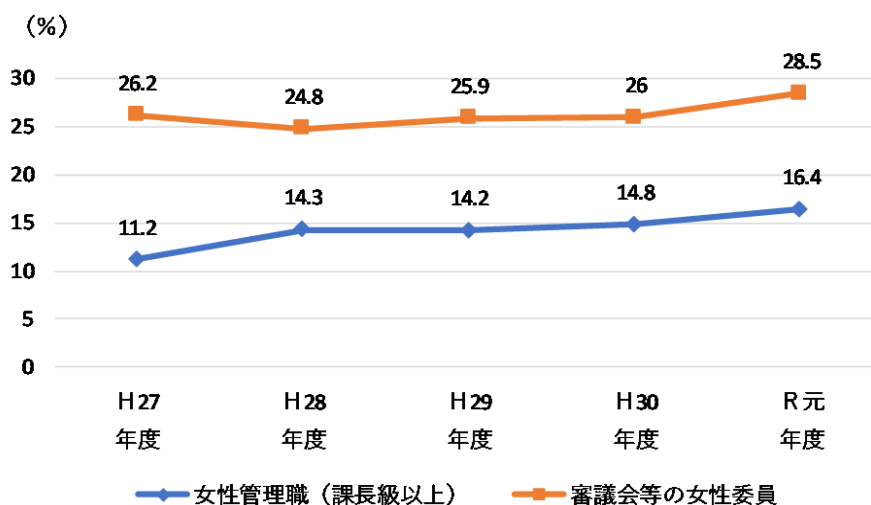
本市の政策・方針決定過程への女性参画の現状をみると、審議会等における女性委員の割合が20%台後半で横ばいとなっており、「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」が定める「審議会等の委員の性別の比率を一方が4割を下回らない」という目標の達成には程遠い状況です。また、市役所の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、増加傾向にあるものの、依然として2割未満にとどまっています。

アンケート調査によれば、市議会や審議会等への女性参画を推進するためには、「女性自身が積極的な参画意識をもつこと」という女性自身の意識改革に加え、「政策決定の場に女性が参画することの抵抗感をなくすこと」や「家族の支援・協力」等、周囲の理解や協力の必要性が上位に挙げられています。

また、市内事業所アンケートによれば、仕事の内容や待遇面で男女格差を感じる人が約3割で、格差の内容として、「女性の昇進・昇格が遅い（または望めない）」が最も多くなっており、企業における女性登用に課題があることが読み取れます。

個人の能力や関心に応じて、性別にかかわらず誰もが自由に意思決定の場に参画できるよう、今後も、政策・方針決定過程に女性が参画する重要性について啓発するとともに、必要な制度や環境を整えることが重要です。

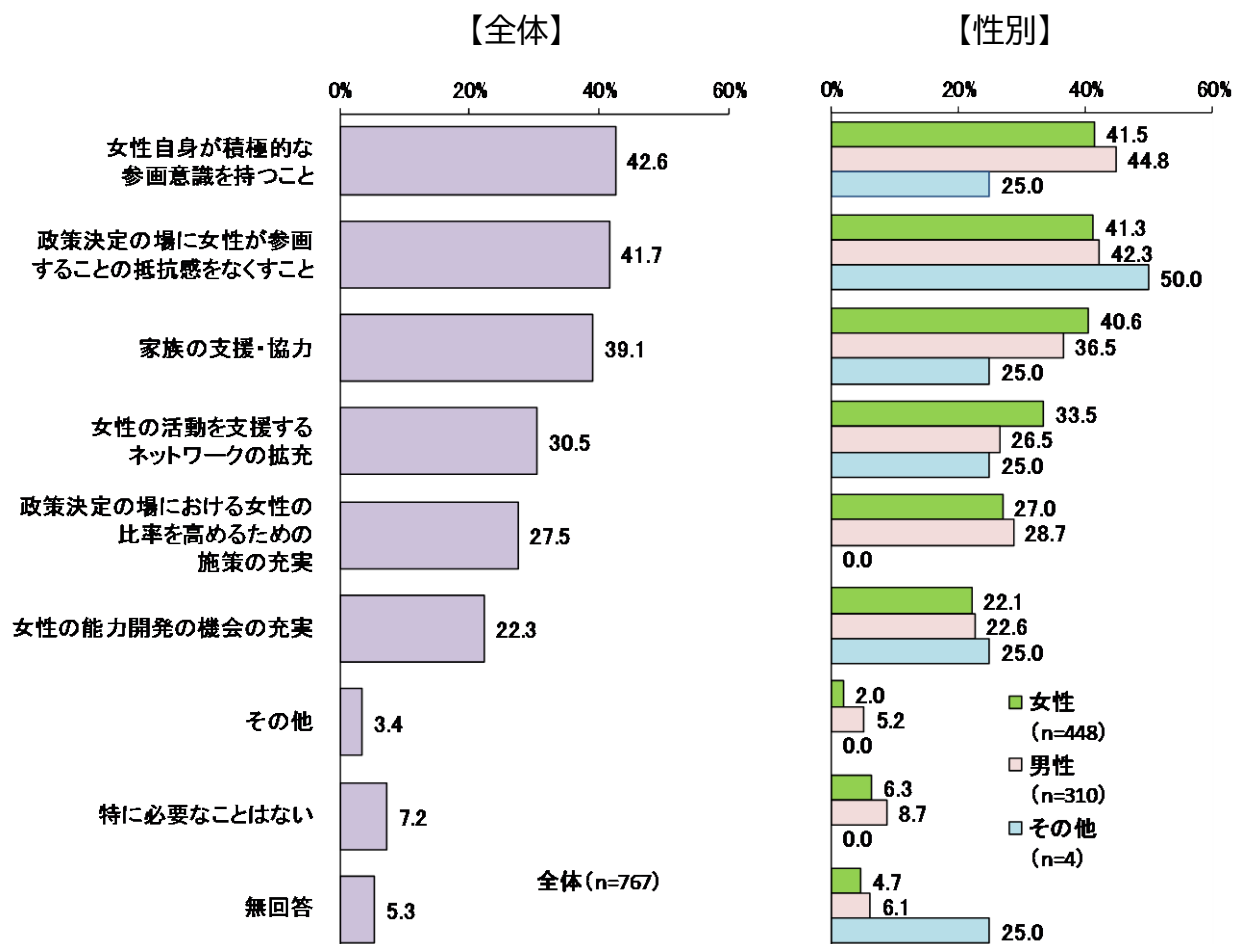
図 13 審議会・管理職に占める女性の割合



資料：令和元年度男女共同参画年次報告書

基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

図 14 市議会や審議会等への女性参画推進のために必要なこと



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査報告書」（令和元年）



男女共同参画週間パネル展

「男女共同参画週間」（6月23日から29日まで）に合わせて、パネル展を開催。

施策7 市及び企業等における女性登用の促進

7-1 市の審議会等への女性の参画促進

審議会等の委員について、多様な意見を市政に反映するため、「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」に基づき、「性別の比率を一方が4割を下回らない」という目標を達成するよう努めるとともに、すべての審議会への女性委員の登用をより一層促進します。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|----------------|-----------------|-------|
| 審議会等への女性の参画の促進 | 情報公開・個人情報保護事務 | 庶務課 |
| | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |

7-2 政策・方針決定過程への女性の参画促進

女性が市の各分野において政策・方針決定過程へ参画できるよう、女性の能力開発への支援や研修の機会を充実させ、人材育成を進めます。

また、企業等における政策・方針決定過程への女性参画を進めるため、管理職への女性登用を促します。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|--------------------|-------------------------|-----------------|
| 人材育成システムの活用による人材育成 | 人事・給与関係事務事業 | 職員課 |
| 職員研修の充実 | 職員研修事業 | |
| | 企業等における女性管理職登用の働きかけ【新規】 | 男女共同参画社会推進・支援事業 |
| | | 男女共同参画社会推進・支援事業 |

基本目標2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進



男女共同参画フォーラム2020

令和2年(2020年)10月10日(土)、国立女性教育会館 内海房子理事長を講師にお招きし、『男女共同参画社会を目指して「一人ひとりの意識が中核都市の未来を創る」』をテーマに開催。

市民、市民団体、事業者に期待される取組例

市民や市民団体に期待される取組例

- ☆性別を問わず能力開発や新しいジャンルの仕事にチャレンジしてみる。
- ☆家族経営協定の取り決め推進等により、女性も農業経営の主体になることを目指す。
- ☆育児・看護休暇や年次休暇の取得日数を増やす。
- ☆地域で子育てを支援し合えるように心がける。
- ☆働き方を見直し、家族で過ごす時間を増やすように心がける。
- ☆サークル等の生きがいづくりや在宅生活向上の活動に積極的に参加する。
- ☆隣近所等、身近な地域での支えあい、助け合いを心がける。
- ☆市政に関心を持ち、審議会委員等の公募に積極的に応募する。

事業者に期待される取組例

- ☆就労の継続や再就職希望者に配慮した職場環境をつくる。
- ☆性別にかかわらず、研修等に均等に参加できるようにする。
- ☆仕事と育児・介護とが両立できるような制度を持ち、多様で柔軟な働き方を従業員が選択できる企業を目指す。
- ☆職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止と対策を充実させる。

基本目標3 安心・安全なくらしの実現

基本方針1 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援

施策8 暴力根絶のための予防啓発

施策9 相談体制の充実と被害者の安全確保

施策10 関係機関と連携した被害者の自立支援

施策11 虐待の早期発見と支援

基本方針2 いつでも誰もが安心してくらするまちづくり

施策12 生涯を通じた健康づくりの支援

施策13 非常時に備えた男女共同参画の推進

【成果指標】

| 成果指標 | 実績値 令和2年度 (2020年度) | 目標値 令和7年度 (2025年度) |
|---|------------------------------|------------------------------|
| DV被害を受けたことがある人のうち、「どこにも相談していない」と回答した人の割合 (男女共同参画アンケート) | 69.0% | 65.0% |
| 65歳に達した人が自立して健康に生活できる期間(男女別) (そうか みんなで健康づくり計画) | 男性 17.43年 女性 20.36年 | 男性 17.79年 女性 20.40年 |

基本方針1 配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援

【現状と課題】

暴力は心身を傷つけるだけでなく、相手の尊厳を否定する行為であり決して許されるものではありません。配偶者等からの暴力は、親しい間柄において行われるため外部から発見されにくく、被害が潜在化・深刻化しやすいという特性があります。このような暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識や社会的・経済的な男性の優位性があるため、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、男女共同参画社会を実現するために克服しなければならない重要な課題です。さらにコロナ禍にあっては、生活の変化やストレスによって、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等からの暴力をいう。以下「DV」という。）や虐待のリスクが高まっていると言われています。

アンケート調査では、身体的・心理的・性的・経済的暴力のいずれかを経験した人が3～5%程度で、このうち約7割は「誰（どこ）にも相談していない」と回答しており、被害が潜在化していることが考えられます。

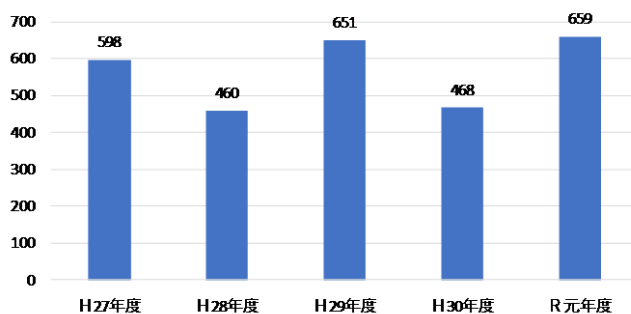
本市では、DV防止に向けた市民への意識啓発をするほか、若年層を対象としたデートDV防止のための啓発活動を進めています。

相談体制については、草加市配偶者暴力相談支援センターにて専門の女性相談員がDVに関する様々な相談に対応しており、DV相談件数は年度ごとに増減はありますが、令和元年度(2019年度)は前年度より増加しています。また、複雑な相談内容に対応し、DV被害者の安全を確保するためには、警察や埼玉県配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携を図りながら、適切な保護や避難ができるよう支援体制づくりをしており、引き続き体制の充実が必要です。

被害者の自立支援に向けては、個々の状況に応じ、関係課と連携しながら多角的に支援を進めることが課題となっています。

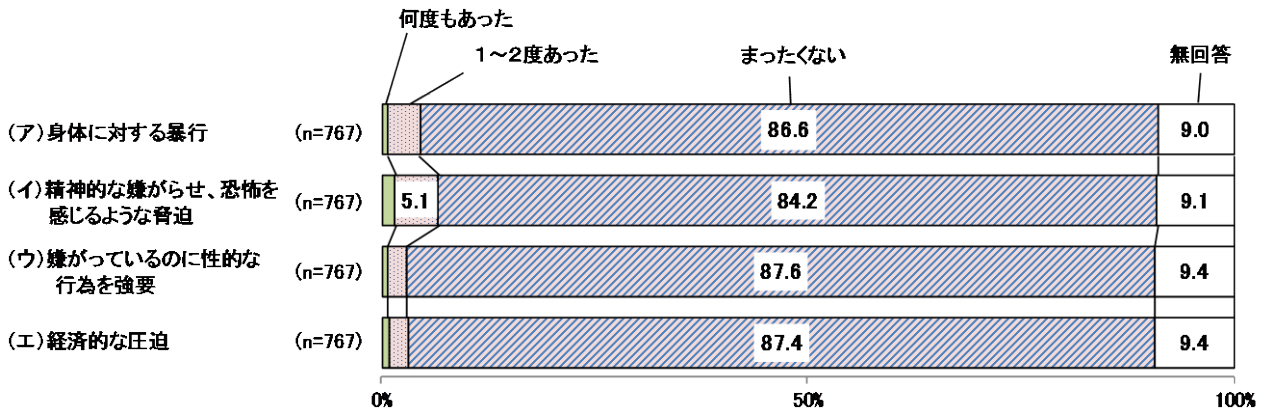
今後、被害者に対して必要な支援を効果的に行うためには、市役所だけでなく県等の関係機関や近隣市町村、さらに民間支援団体等との幅広い連携と協力が必要です。さらに、DVと密接に関連する児童虐待の早期発見と支援に向け、庁内外の関係機関等との広域的な連携、相談、情報交換等も必要となっています。

図 15 人権共生課で受けたDV相談件数の推移
(件)



資料：令和元年度男女
共同参画年次報告書

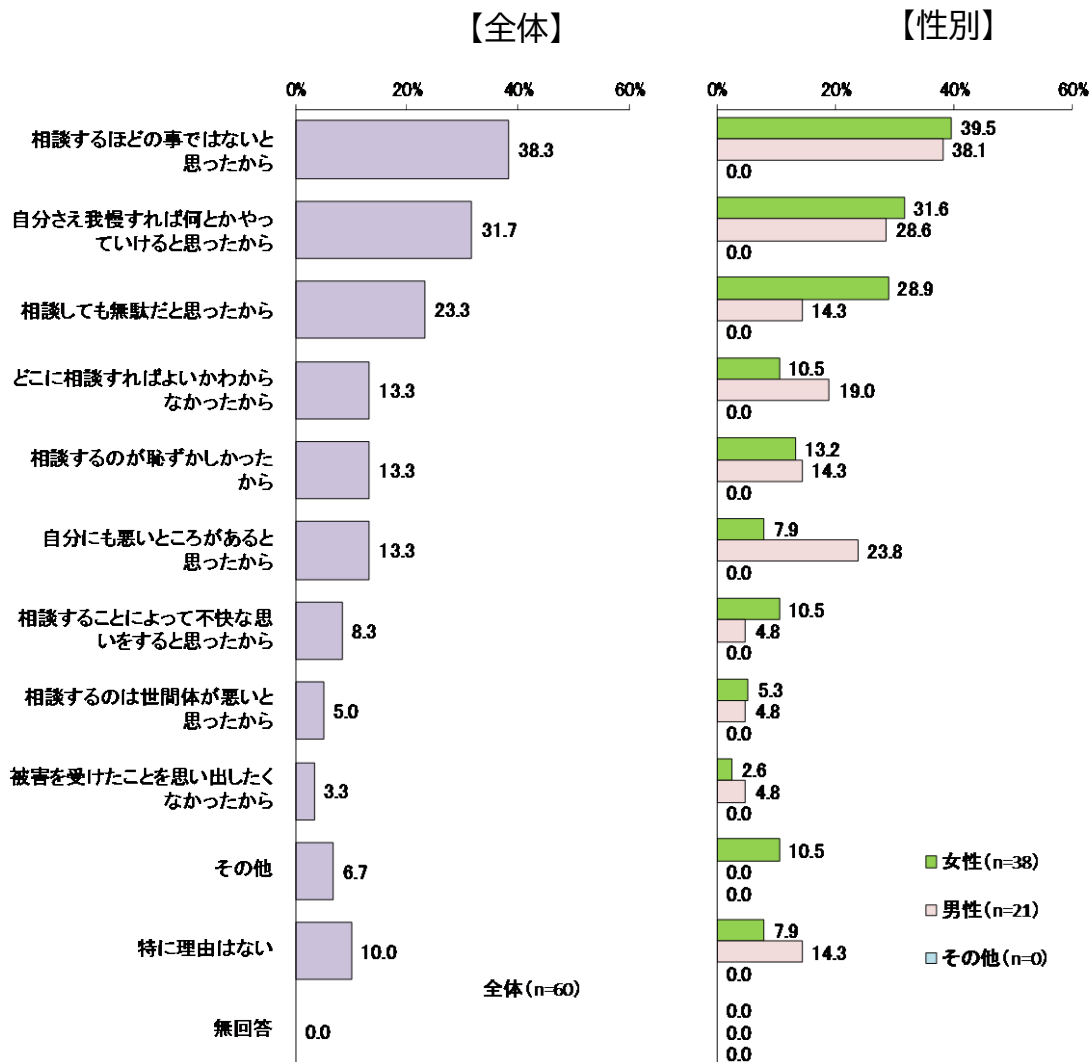
図 16 暴力の被害経験



※5%未満値 ⇒ 「何度もあった」：(ア) 0.8%、(イ) 1.6%、(ウ) 0.7%、(エ) 0.9%
 ⇒ 「1～2度あった」：(ア) 3.7%、(ウ) 2.3%、(エ) 2.3%

資料：「草加市男女共同参画アンケート調査報告書」（令和元年）

図 17 相談していない理由



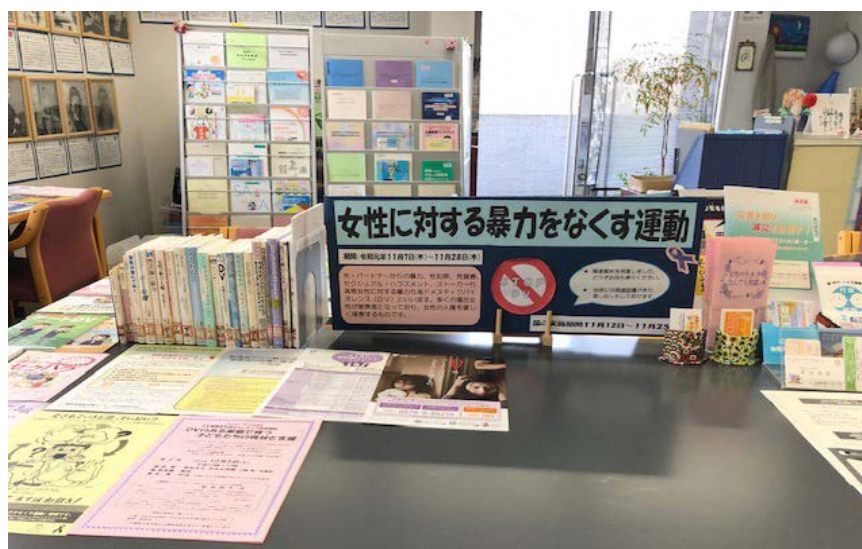
資料：「草加市男女共同参画アンケート調査報告書」（令和元年）

施策8 暴力根絶のための予防啓発

地域全体で暴力を許さない意識を高めるため、広報そうか、市のホームページ、パンフレット等を活用し、相談機関や相談窓口、配偶者等からの暴力を知ったときの通報機関・窓口と合わせて、広く市民への啓発・周知を図ります。また、配偶者等からの暴力に関する正しい理解と認識を図るための講演会等を支援し、市民の意識啓発を図ります。

若年層における交際相手からの暴力の予防・啓発のため、市内小中学校において、人権や男女平等についての教育の充実を図るとともに、高校生や大学生等を対象にデートDV防止の啓発活動を推進します。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|---------------------------|-----------------|-------|
| 配偶者等からの暴力に関する意識啓発の推進 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| 地域での講演会等の支援 | | |
| 小中学校における男女平等教育の推進 | 学校人権教育推進事業 | 指導課 |
| 高校生・大学生を対象としたデートDV防止の啓発活動 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |



DV防止ミニコーナー

「女性に対する暴力をなくす運動期間」(11月12日から25日まで)に合わせて、さわやかサロン内にDV防止ミニコーナーを設置。

施策9 相談体制の充実と被害者の安全確保

9-1 配偶者等からの暴力相談機能の充実

配偶者等からの暴力被害者がいつでも安心して相談できるよう、配偶者暴力相談支援センターをはじめとした身近な相談窓口に加えて、県や近隣市町と連携し、広域的な相談体制を充実します。また、相談担当職員の研修の充実等により相談機能の充実を図ります。さらに、外国籍市民や障がい者、高年者等、困難を抱えた人の相談に、庁内関係課及び関係機関で連携して対応します。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|----------------------|-----------------|-------|
| 県や近隣市町との連携による相談体制の充実 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| 各種女性相談の充実 | | |
| 相談担当職員の研修の充実 | | |
| 配偶者暴力相談支援センターの運営 | | |
| 外国籍市民、障がい者、高年者への配慮 | | |

9-2 配偶者等からの暴力被害者の安全確保

被害者の意志を尊重して、適切な保護や避難ができるよう、警察や県の関係機関等との連携によって安全確保の体制の整備・充実を図ります。避難が困難な被害者についても、安全確保と必要な支援の提供を図ります。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|-------------------------|-----------------|-------|
| 警察や県の機関等との連携による被害者の安全確保 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| 緊急時における避難場所の確保 | | |
| 支援制度の活用についての助言、支援 | | |
| 被害者に関する個人情報保護 | | |
| 必要に応じた同行支援の実施 | | |

施策10 関係機関と連携した被害者の自立支援

10-1 配偶者等からの暴力被害者の自立支援

被害者の自立支援に向けて、関係機関への情報提供を行うとともに、専門の相談員による継続的な支援を行います。また、生活保護を含めた生活支援、住宅の確保、さらに、配偶者からの暴力の被害者が同伴する子どもたちが健やかに成長できるようにするための支援、外国籍市民や障がい者、高年者等、困難を抱えた被害者の自立支援について、関係課・関係機関等と連携して取り組みます。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|-----------------------|-----------------|-------|
| 被害者に対する適切な情報の提供 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| 継続して相談・支援を行える女性相談員の設置 | | |
| 被害者の生活支援 | | |
| 住宅確保に関する支援 | | |
| 子どもの健やかな成長への支援 | | |
| 健康保険等に関する支援 | | |

10-2 連携と協力による配偶者等からの暴力防止対策の推進

配偶者等からの暴力を防止するため、県等、庁外の関係機関との連携会議を通じて、個々の状況に合わせた広域的な対策を検討します。また、特に困難な課題を抱える被害者への支援や、暴力防止対策と被害者支援を効果的に進めるために、庁内連携会議の活用を図ります。さらに、地域の中できめ細かな対応を進めるために、民間支援団体の育成と連携によるネットワークづくりを進めるとともに、市内医療機関との連携による配偶者等からの暴力の早期発見を目指します。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|------------------|-----------------|----------------------|
| 関係機関との連携会議の開催 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| 庁内連携会議の機能的活用 | | ※草加市配偶者からの暴力対策庁内連携会議 |
| 民間支援団体の育成、支援及び連携 | | |
| 医療機関との連携 | | |

施策11 虐待の早期発見と支援

配偶者等からの暴力と密接に関連して発生する児童虐待への対応と連携・協力を強化するため、関係機関同士の情報共有のあり方や効果的な支援方法を検討します。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|---------------|---------------------------|-----------|
| 児童虐待の早期発見【新規】 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| 児童虐待の未然防止【新規】 | 子育て支援センター及び児童発達支援センター運営事業 | 子育て支援センター |



DV防止啓発パネル展

「女性に対する暴力をなくす運動期間」（11月12日から25日まで）に合わせて、DV防止啓発パネル展を開催。

基本方針2 いつでも誰もが安心してくらするまちづくり

【現状と課題】

男女が互いの身体的特性を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の前提です。また、人生100年時代を見据え、健康寿命の延伸のために、生涯にわたる健康支援がますます重要となっています。

特に女性の心身は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、ライフステージごとに大きく変化するという特性があり、男性と異なる健康上の配慮が必要です。このために、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点から、子どもを産む・産まないにかかわらず、生涯を通じて適切な健康管理ができるよう総合的な施策を推進する必要があります。さらに、男女の性差に応じた健康保持増進を総合的に推進することも必要です。

本市では、各種イベントやがん検診等の機会を通じて、健康づくりに関する情報提供を行うとともに、スポーツ協会やスポーツ団体、スポーツ推進委員と連携し、市民のニーズに合ったスポーツ・レクリエーション機会を提供し、市民自身による健康の保持増進を図っています。

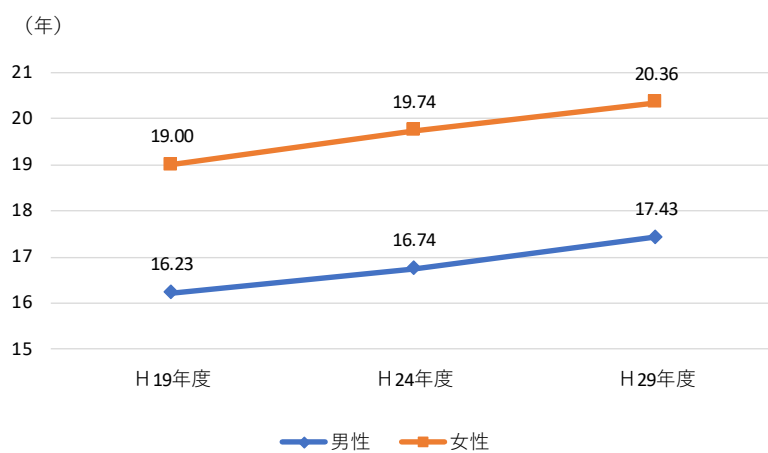
また、人口減少や少子高齢化が進み、これまでの社会保障制度では解決できない課題が生まれており、本市では、こうした課題に対応するため、「自立・共存と支えあいのまちづくり」を基本理念とし、日常生活圏域を基本とした基盤を整備するとともに、制度の狭間の問題や潜在化しているニーズを発見できる地域の相談体制づくりを進めてきました。

今後も引き続き、市民の健康づくりや地域共生社会の実現に向け、取り組んでいく必要があります。

さらに、近年災害が多発しており、こうした災害の発生は市民生活を脅かし、とりわけ女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることから、男女共同参画の視点からの災害対応が重要となっています。こうした非常時における困難を軽減するためには、平常時から、あらゆる施策に男女共同参画の視点を含めることも大切です。

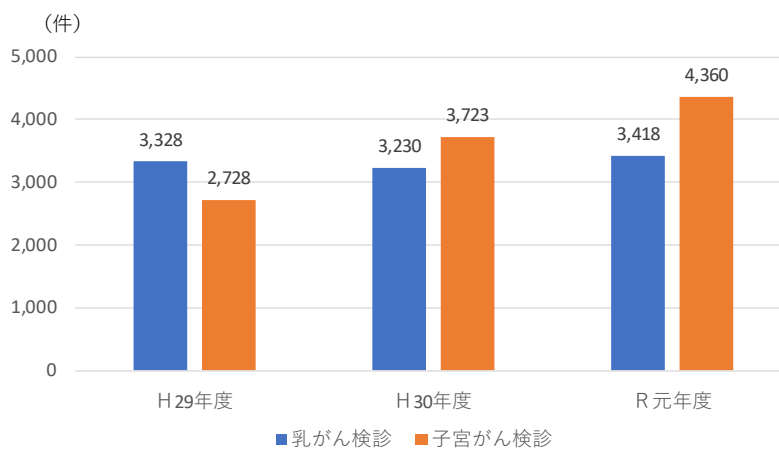
配偶者等からの暴力以外にも、暴力の問題は数多くあり、性犯罪や性暴力、職場や学校等におけるハラスメント、ストーカー行為等の問題が挙げられます。いずれも、重大な人権侵害であり、防止に向けた啓発、被害者の保護等、適切な対応を図っていくことが必要です。

図 18 65歳に達した人が自立して健康に生活できる期間（男女別）の推移



資料：そうか みんなで 健康づくり計画

図 19 乳がん検診および子宮がん検診の受診者数



資料：令和元年度行政報告書

施策12 生涯を通じた健康づくりの支援

12-1 高年者福祉の推進

性別にかかわらずいくつになっても、生きがいを持って生活できるよう、高年者の社会参加を支援します。また、認知症の予防や早期発見のため認知症検診を引き続き推進するほか、介護が必要になった場合でも高年者が安心してくらせるよう、「草加市高年者プラン」と連動を図り、総合的な高年者福祉の取組を進めます。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|--------------|---------------|-------|
| 介護予防の推進 | 介護予防普及啓発事業 | 長寿支援課 |
| | 高年者健康づくり推進事業 | |
| 福祉サービスの推進 | 認知症総合支援事業 | |
| | 認知症検診事業 | |
| 高年者活力の増進 | 高年者団体支援事業 | |
| ひとにやさしいまちづくり | 高年者敬老事業 | |
| | 社会福祉施設管理運営事業 | |
| | 高年者プラン策定事業 | |
| | 地域ケア会議 | |
| | 在宅医療・介護連携推進事業 | |
| | 生活支援体制整備事業 | |

12-2 地域共生社会の推進

障がいの有無や介護の必要性にかかわらず、すべての市民が、住み慣れた地域でいきいきと安心してくらすことのできる「地域共生社会」の実現を目指し、「草加市地域福祉リンクプラン」と連動しながら、地域力の強化や公的支援の充実を図ります。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|-------------------------------------|------------|-------|
| 地域に関心を持ち、誰もが支え手になり、いつまでも活躍できる仕組みづくり | 地域福祉活動推進事業 | 福祉政策課 |
| 誰もが安心して相談できる体制づくり | | |
| 支え合い、つながり続けることを大切にする地域づくり【新規】 | | |

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|------------------|---------------|------------|
| 多様な福祉サービス提供主体の確保 | 市民活動促進事業 | みんなでまちづくり課 |
| ノーマライゼーションの普及強化 | 自立地域生活支援事業 | 障がい福祉課 |
| 自立と社会参加の促進 | 人にやさしいまちづくり事業 | |

12-3 乳幼児・妊産婦への健康支援

母子の健康の保持増進を図るため、妊婦や乳幼児の健康診査を行うとともに、安心して子どもを産み、育てられるよう、両親学級、乳幼児相談、離乳食講習、訪問保健指導等を実施します。

また、子育て世代包括支援センター（にんしん出産相談室ぽかぽか）では、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うとともに、妊娠、出産、育児において、安心して医療にかかることができるよう、地域医療体制の充実に努めます。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|---------------------|-------------------|--------|
| 母子健康手帳の交付・面談、妊婦健康診査 | 母子保健事業 | 健康づくり課 |
| 母親学級、両親学級 | | |
| 母子栄養教育 | | |
| 訪問保健指導 | | |
| 健康診査 | | |
| 予防接種勧奨 | 予防接種事業 | |
| 安心して出産できる地域医療体制の確立 | 救急医療体制・地域医療環境整備事業 | 市立病院 |
| 地域医療体制の充実 | | 健康づくり課 |



基本目標3 安心・安全なくらしの実現

12-4 心と体の健康づくり

性別にかかわらず誰もが、健やかで心豊かに生活できるよう、「そうか みんなで 健康づくり計画（第2次）」と連動を図りながら、健康づくりに関する啓発活動や学習機会の提供等により、市民一人ひとりの健康づくりを支援します。また、次代を担う青少年を対象とした薬物乱用の防止、喫煙や飲酒による健康被害についての情報提供を進めます。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|--|---------------|---------|
| 男女を問わず健康診査・がん検診、女性特有のがん検診の推進 | 健康増進事業 | 健康づくり課 |
| 健康カレンダーの配布、歯の健康フェアや市主催の各種イベント時における健康コーナーの設置、埼玉県コバトン健康マイレージ事業の実施等による健康啓発活動の展開 | 健康づくり啓発事業 | |
| 性差に配慮した医療の推進 | 健康増進事業（がん検診分） | |
| 健康づくりウォーキング大会の開催 | スポーツ健康づくり推進事業 | スポーツ振興課 |
| 青少年を対象とした薬物乱用の有害性の啓発、喫煙や飲酒についての健康被害の情報提供 | 母子保健事業 | 健康づくり課 |

12-5 スポーツ・レクリエーション活動の充実

すべての市民の体力・健康づくりを支援するため、成長や年齢、体力に応じ、日頃からスポーツ・レクリエーション活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|------------------------------------|--------------------|---------|
| 市民の健康づくりを進める、スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実 | スポーツ振興事業 | スポーツ振興課 |
| | 学校体育施設・地域グラウンド開放事業 | |
| 健康づくりを目指すスポーツ・レクリエーション事業の充実 | スポーツ振興事業 | |
| 女性のためのスポーツ・レクリエーション指導者の育成 | スポーツ指導者養成・団体育成事業 | |

施策13 非常時に備えた男女共同参画の推進

13-1 災害対応における男女共同参画の推進

災害対応時等において、男性と女性の個人の尊厳が守られるような男女共同参画の視点を取り入れるため、性差に配慮した体制の整備を図ります。

また、地域の自主防災活動の推進にあたっては、女性や市民団体等、多様な立場の方の参画を促すことで、被災者それぞれの特性に応じた災害対応力の強化に努めます。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|----------------------------|-------------|-------|
| 災害時等における性差に配慮した危機管理体制の整備 | 危機管理体制整備事業 | 危機管理課 |
| 地域の自主防災体制における女性や市民団体等参画の推進 | 自主防災活動等推進事業 | |

13-2 性にに基づく暴力を許さないまちづくり

地域全体で、性犯罪や性暴力等、性にに基づく暴力を許さない、明るく住みやすいまちづくりを進めるため、「草加市安全安心まちづくり行動計画」に基づき、女性や子どもたちが被害者となるような犯罪の防止に向けて、市民との協力や関係機関との連携を推進します。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|-----------------------------|----------|--------|
| 女性や子どもに対する犯罪防止の啓発活動 | 生活安全推進事業 | くらし安全課 |
| 犯罪を起こしにくい環境づくり | | |
| 草加警察署との連携強化 | | |
| 市民、市民団体等との連携による安全安心まちづくりの推進 | | |

市民、市民団体、事業者に期待される取組例

市民や市民団体に期待される取組例

- ☆暴力を受けている人に気付いたら、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報する。
- ☆暴力から身を守る方法を学ぶ。
- ☆交際相手に過剰な束縛をすることはDVになることを教える。
- ☆困難を抱えた人には、できる範囲で協力する。
- ☆配偶者等からの暴力被害者を支援する活動に協力する。
- ☆自ら健康づくりの意識を持ち、実践する。
- ☆防災訓練等において、炊出しは女性等、役割が性別で固定化しないよう配慮する。
- ☆更衣室等、性差に配慮した避難所運営等を日ごろから地域で考える。

事業者期待される取組例

- ☆配偶者等からの暴力を発見した時は、配偶者暴力相談支援センター又は警察署に通報するようにする。
- ☆従業員の健康に配慮し、法の規定を上回る就業環境の整備・充実を図る。
- ☆性差に配慮するとともに、男女が共に取り組む危機管理、防災対策を行う。

基本目標4 計画の推進**基本方針1 推進体制の充実****施策14 男女共同参画プランの進行管理****【成果指標】**

| 成果指標 | 実績値 令和2年度 (2020年度) | 目標値 令和7年度 (2025年度) |
|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 「草加市男女共同参画プラン」の認知度 (男女共同参画アンケート) | 14.6% | 20.0% |

基本方針1 推進体制の充実

【現状と課題】

本計画を着実に推進するためには、市職員一人ひとりが男女共同参画社会について正しく理解し、日頃から男女共同参画の視点を持って職務にあたることが重要です。

本市では、毎年度計画の進捗状況を取りまとめるとともに、その結果を男女共同参画審議会にて評価しています。また、計画の改訂時期においては、男女共同参画アンケート調査を実施し、市民や事業者、市民団体等の意識や実態を把握し、計画策定に活用しています。

一人ひとりの多様な生き方を尊重し、性別にかかわらず誰もが家庭、地域、職場等、あらゆる場面で活躍できる男女共同参画社会は、女性だけでなく、男性や子ども、高齢者、障がい者にとっても住みやすい社会です。この実現のためには、広報・啓発、教育・学習、産業、福祉、保健医療、防災・防犯等、幅広い分野から取り組む必要性があります。アンケート調査によれば、男女共同参画を推進するために市が力を入れるべきこととして、子育てや介護支援、広報等でのPR、教育・学習機会の充実が上位に挙げられています。

また、男女共同参画社会を実現するためには、市、市民、市民団体、事業者等との、協働や連携が欠かせません。

さらに、国や県等の男女共同参画社会形成の取組との連携を図るとともに、国連をはじめ国際的な動向も注視しながら、本市における男女共同参画の取組を着実に推進していく必要があります。特に、我が国は諸外国と比べ、政治や経済分野に課題があることが明らかになっています。

図 20 ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが毎年公表。経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示す。日本の総合スコアは0.652、順位は153か国中121位（前回は149か国中110位）。

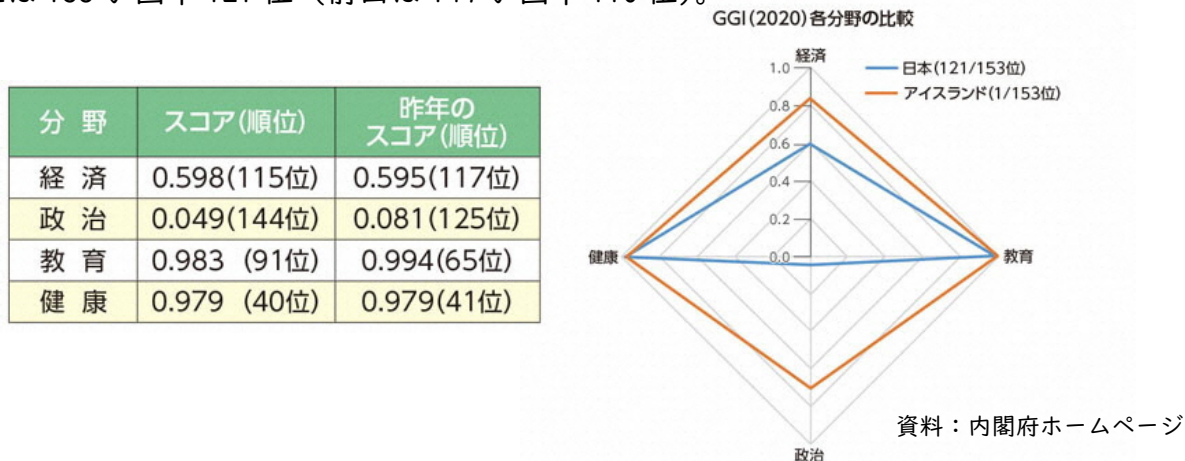
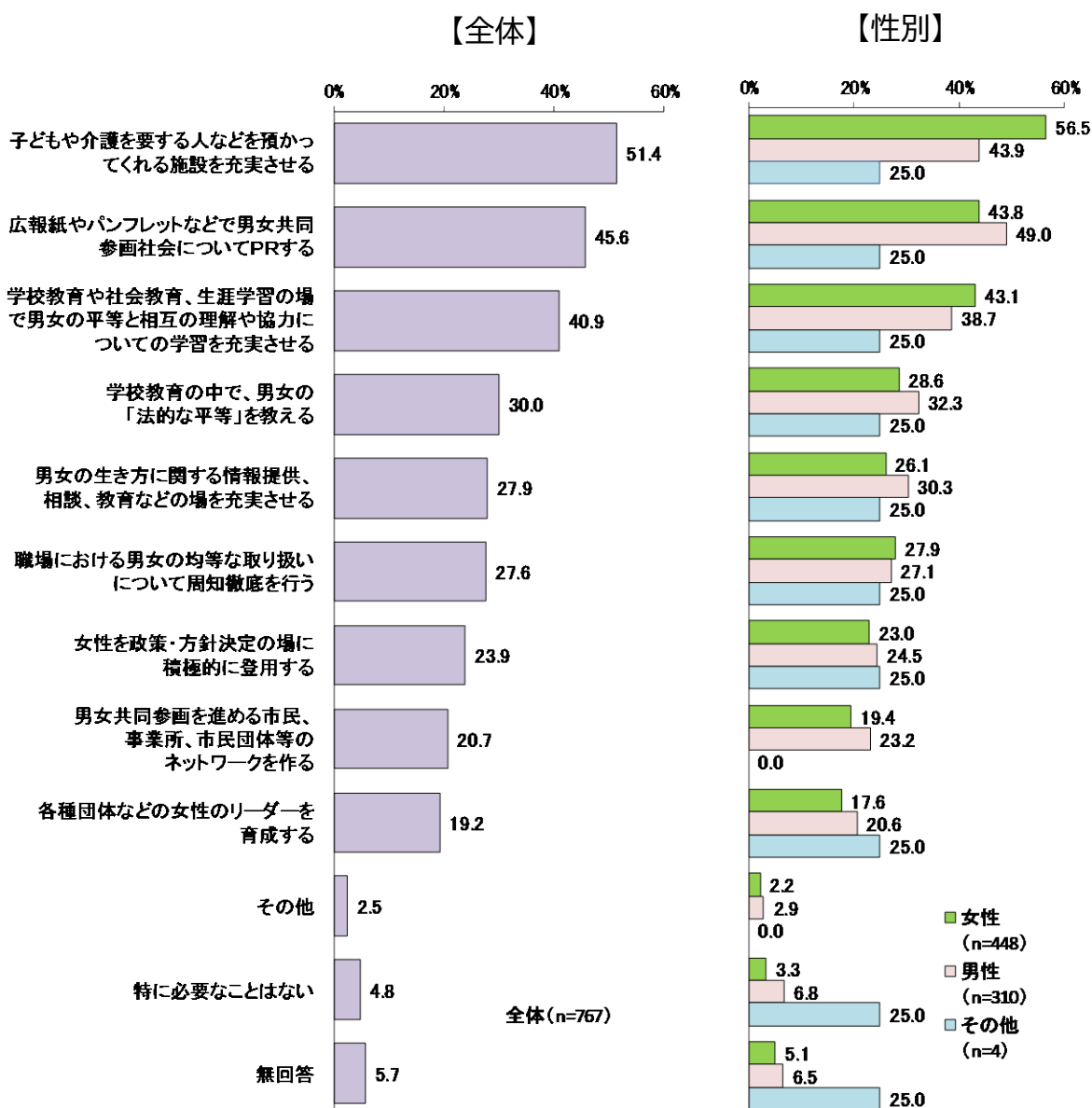


図 21 男女共同参画推進のために草加市が力を入れるべきこと



資料：「草加市男女共同参画アンケート調査報告書」（令和元年）

施策14 男女共同参画プランの進行管理

14-1 男女共同参画の進行管理

本計画を着実に推進していくため、本市における男女共同参画関連施策の総合的な調整と推進のための庁内組織である男女共同参画行政推進会議の機能を活用するとともに、市職員一人ひとりが日常業務において男女共同参画社会づくりの意義や必要性を意識して取り組みます。

また、男女共同参画審議会において、幅広い視点で男女共同参画社会づくりについて調査・審議し、本計画の達成を評価しながら、進行管理を進めます。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|------------------------|-----------------|-------|
| 男女共同参画行政推進会議の活用 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| 男女共同参画審議会意見の施策への反映 | | |
| 男女共同参画社会づくりに関する職員研修の充実 | | |

14-2 男女共同参画の総合的な推進

男女共同参画社会の実現を目指して、市民、市民団体、事業者等と協働して計画を総合的に推進します。

また、国や県等の男女共同参画に関する取組と連携するとともに、国連をはじめとした国際的な動向も注視しながら取組を推進します。

| 具体的取組 | 対応する個別事業 | 担当課 |
|------------------------|-----------------|-------|
| 市民、市民団体、事業者等との総合的な連携 | 男女共同参画社会推進・支援事業 | 人権共生課 |
| 国、県等との連携による男女共同参画の推進 | | |
| 国際的な動向についての情報収集と施策への反映 | | |